

平成18年第2回由利本荘市議会定例会(6月)会議録

平成18年6月14日(水曜日)

議事日程第2号

平成18年6月14日(水曜日)午前10時開議

第1. 一般質問(発言の要旨は別紙のとおり)

|     |     |      |    |
|-----|-----|------|----|
| 発言者 | 16番 | 佐藤賢一 | 議員 |
|     | 20番 | 佐藤勇  | 議員 |
|     | 12番 | 本間明  | 議員 |
|     | 6番  | 佐藤竹夫 | 議員 |
|     | 17番 | 伊藤順男 | 議員 |

本日の会議に付した事件

議事日程第2号のとおり

出席議員(30人)

|     |       |     |      |     |       |
|-----|-------|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 今野英元  | 2番  | 今野晃治 | 3番  | 佐々木勝二 |
| 4番  | 小杉良一  | 5番  | 田中昭子 | 6番  | 佐藤竹夫  |
| 7番  | 高橋和子  | 8番  | 渡部功  | 9番  | 佐々木慶治 |
| 10番 | 長沼久利  | 11番 | 大関嘉一 | 12番 | 本間明   |
| 13番 | 石川久   | 14番 | 高橋信雄 | 15番 | 村上文男  |
| 16番 | 佐藤賢一  | 17番 | 伊藤順男 | 18番 | 鈴木和夫  |
| 19番 | 齋藤作圓  | 20番 | 佐藤勇  | 21番 | 佐藤讓司  |
| 22番 | 小松義嗣  | 23番 | 佐藤俊和 | 24番 | 加藤鉦一  |
| 25番 | 土田与七郎 | 26番 | 村上亨  | 27番 | 三浦秀雄  |
| 28番 | 齋藤栄一  | 29番 | 佐藤實  | 30番 | 井島市太郎 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

|        |       |                     |       |
|--------|-------|---------------------|-------|
| 市長     | 柳田弘   | 助役                  | 鷹照賢隆  |
| 助役     | 村上隆司  | 教育長                 | 佐々田亨三 |
| 企業管理者  | 佐々木秀綱 | 建設部理事               | 佐々木孝一 |
| 総務部長   | 佐々木永吉 | 企画調整部長              | 渡部聖一  |
| 市民環境部長 | 松山祖隆  | 福祉保健部長              | 豊島一郎  |
| 農林水産部長 | 小松秀穂  | 商工観光部長              | 藤原秀一  |
| 建設部長   | 猿田正好  | 教育次長                | 中村晴二  |
| 消防長    | 福岡憲一  | 総務部次長<br>兼総務課長兼職員課長 | 中嶋豪   |

総務部次長 小松 浩 企画調整課長 大庭 司  
兼 財政課長

---

議会事務局職員出席者

局長 熊谷 正 次 長 石川 隆 夫  
書記 鎌田 直 人 書 記 遠藤 正 人  
書 記 阿 部 徹

---

午前10時00分 開 議

議長（井島市太郎君） ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は30名であります。出席議員は定数に達しております。

---

議長（井島市太郎君） それでは、本日の議事に入ります。本日の議事は、日程第2号をもって進めます。

---

議長（井島市太郎君） 日程第1、一般質問を行います。

発言の通告がありますので、順次質問を許します。

16番佐藤賢一君の発言を許します。16番佐藤賢一君。

【16番（佐藤賢一君）登壇】

16番（佐藤賢一君） おはようございます。

今定例議会に一般質問の機会を与えてくださいました、井島議長初め議員各位に深く感謝申し上げます。

さきに質問項目を通告し、早期に実現を期待するもの、市民を誘導し理解を求めなければならないもの、聞き取りを行っております。質問は簡潔にいたしますので、前向きな答弁をお願いするものであります。

最初に大項目1、農林水産部関係の（1）品目横断的経営安定対策の進捗状況について、（2）担い手になれない農家の対応についてお伺いをいたします。

昨年の3月に平成19年度から導入される新たなる食料・農業・農村基本計画が、品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策が政策として打ち出されましたことはご案内のとおりであります。

担い手の育成・確保を重点課題として、市、JA、農業委員会などの関係機関連携のもとに、昼夜を問わずに推進運動を実施されておりますことに感謝申し上げる次第ではありますが、米政策改革推進対策について、本市では今月、農業者意向把握調査が実施されております。農家の現状、意向を反映した実効性の高い事業、計画を樹立するためとのこととはいえ、その調査は遅きの感がありますが、早期に取りまとめ、分析し、立ち上げてほしいと思います。

しかしながら、現状では集落の水田農業の将来の展望は議論はされているものの、農家の方も、もう一步踏み込めていけないのが実情であります。

また、経営規模要件は決定しておりますが、導入される品目横断的経営安定対策の対象となる担い手の確保のため、要件をクリアしている担い手はいいとして、要件を満た

していない認定農業者にも全国各地で特例措置の動きが出てまいりました。認定農業者で経営面積4ヘクタール以下などの担い手には、基本原則を満たさなくとも一定要件を満たせば都道府県知事の申請を受けて国が認めることとしておりますが、いまだに本県では決定しておりませんが、本市ではどのような対応策を考えているのか、要件を満たせない認定農業者を切り捨てるのか。

また、農地や農業用水確保のための用水路整備、国土の保全、水源の涵養、多面的機能を有する国民の共通財産であるといわれる農地・水・環境保全向上対策は、農家、町内会、地域住民を巻き込んで担い手不足、過疎化、高齢化、混住化により保全が困難になることが予想されることから、事業導入団体には国・県・市より活動費が交付されますが、本市でもことしモデル地区として子吉地区の2団体が活動しておりますが、その実施作業に苦慮しております。来年度、多くの団体の本格的な導入に向けて、市当局に積極的な指導をお願いするものであります。

市長は、こうした厳しい状況におかれている農家の現状を踏まえ、強力なリーダーシップを発揮し、どう担い手を確保するのか、また、その進捗状況、要件に満たない農家への対応についてどう考えているのかお伺いいたします。

次に、大項目2、建設部関係についてお伺いいたします。

本荘中央地区土地区画整理事業は、対象面積11.6ヘクタールを整備区域とし、平成9年に事業を開始し平成22年には整備を終えるとしております。ここにきて、由利橋通線沿いの住宅・店舗など移転に伴う建築工事は順調に進んでおり、町並みもその姿を大きく変えつつあります。

来年度は、昭和36年以来45年ぶりの秋田わか杉国体が開催される年であります。国内各地から数千人規模の選手役員・応援団が訪れるなか、ハード・ソフトにおける受け入れは大会成功のかぎを握ることとなります。国体競技施設の整備は、ほぼ完了の運びですが、そのほかの大型都市整備事業は開催に間に合わないものが多く、まことに残念であります。本市の中心市街地整備は、市民の住環境整備やにぎわいの創出、地域の活性化を図るなどの動機のもとで中心市街地の再生を目指しております。

そこで、由利橋架け替え事業を初めとして、まちづくり交付金事業で新市のランドマーク、すなわち象徴となるような建物ともいえる旧由利組合総合病院跡地の複合交流施設及び高機能図書館と、当該地区回遊道路として重要な位置を占める大町銀座通線の改良、加えて都市計画道路、県道羽後本荘停車場線の改良も重要幹線道路として注目すべき路線であります。

これらの事業計画は、本荘中央地区土地区画整理事業と面的効果の点から密接な関係を持っていることであり、早期着工整備が望まれております。これらの整備事業は、本市施工事業にあっては、そのスピードを加速すべきでありますし、県道及び国道については早期着手を目指し、県や国へ強力な働きかけを求めるものであります。

以上の観点から、(1)由利橋架け替え事業の進捗状況についてお伺いいたします。

由利橋通線と石脇通線を結ぶ由利橋架け替え事業については、昨年12月の定例議会、佐藤俊和議員の一般質問に、市長は「ことし仮橋の施工に着手する。」と答弁しております。本年2月28日には、地権者、住民説明会を開き、施工計画案などを説明しておりますが、完成年次までの計画案が説明されておられません。平成18年度の施政方針でも触

れておりませんが、何かクリアできない事項があるのか心配しているところでもあります。

改めまして、由利橋架け替え事業の進捗状況と完成年次と、あわせて市長の事業への決意をお伺いいたします。

(2) 大町銀座通線の整備についての 改良計画の概要について、 整備手法について、 そのスケジュールについてもお伺いいたします。

また、(3) 県道羽後本荘停車場線については、平成17年9月議会で村上文男議員への答弁で、「当該未整備の350メートル区間は、交通安全上の問題を含め都市機能を低下させている。」との認識を示し、「当路線は、羽後本荘駅から市街地中心部を貫通する道路で、商店街としてにぎわいが求められる路線であることを踏まえ、県とともに検討している。地元関係者と市街地中心部にふさわしい整備計画を協議し、県に対して早期整備を要望していく。」とありました。その後しばらく経過しておりますので、具体化に向けてどのように進展しているのかお伺いいたします。

未改良部分の350メートルについての 計画の概要は、 整備手法は、 スケジュールについて、 地域住民への対応はの4点についてお伺いします。

なお、 の整備手法については、関連して県道沿線の背後地整備も考えられるので、基本的な方針とあわせてお伺いいたします。

次に、(4) 国道107号本荘道路改良と市道の関連について、これは当初、3工区の改良を平成19年供用の日沿道とともに完成するとしていたものが、大幅に遅れているように思われます。したがって、 として、本荘道路整備についての進捗状況と今後についてお伺いします。

としましては、本荘道路改良と関連する市道大楯線の取りつけであります。この地点は国道数十メートル間に、上下線において市道が7カ所に及ぶ接続道路があります。これらをそれぞれ既存同様に納めるわけにはいかないものと思います。大楯線の一部を南側に延長し、その幹線にそれぞれ枝線を吸収することで、国道との出入り口が安全に処理できるものと考えられます。そのためには一部民有地を必要とするわけですが、その接続についてどのように考えているのかお伺いいたします。

次に、大項目3、商工観光部関係の由利高原鉄道薬師堂駅、子吉駅の改修計画についてお伺いいたします。

この鉄道は、鳥海、矢島、由利、子吉の各地域市民の足として重要な交通機関であることは、皆さんご承知のとおりであります。大正11年横荘鉄道西線として開通し、停留場として開業し、駅舎は昭和12年鉄道国有化に伴い建築されたと言われております。それから70年が経過し、雨漏り、外壁の破損、照明の暗さなど老朽化が進み、目に余るものがあります。合併前に沿線各駅は、既に旧矢島町、旧由利町時代に木材利用推進の木造整備事業を取り入れ改築整備されております。

車社会の進展や少子化の影響を受け、利用者の減少は仕方がないにしても、現在、沿線には小・中・高通学定期購入利用者は450名ほどおります。そのうち薬師堂駅で乗りおりしている学生は1日60名ほどおり、駅待合室の改修が沿線から通学する父兄や地元からの強い要望がなされております。由利高原鉄道の経営が厳しい状況下にあることは承知しております。だからこそ行政で支援すべきと私は思いますが、市長の改修に対する強い決意をお聞かせ願いたいと思います。

次に、大項目４、教育委員会関係の（１）咽頭結膜熱（プール熱）対策についてお伺いします。

間もなく本格的な夏を迎えますが、これに伴って授業はもちろんのこと、夏休み期間中の遊泳などで児童生徒が学校や、ほかで管理するプールを利用することになります。ここで心配されるのが咽頭結膜熱であります。例年５月下旬ころには患者数が増加し始め、７月下旬から８月上旬をピークに流行すると言われております。発熱や頭痛、倦怠感、目の痛みや目の充血、のどの痛みなどを発症する原因は感染力の強いアデノウイルスで、せき・くしゃみのほか、タオルやドアの取っ手、水道の蛇口などを介して感染し、また、プールを通じても流行することが多いことからプール熱とも言われているそうです。既に全国的に乳幼児を中心に過去１０年間で最多のペースで発生しているとのことであります。さらに大流行する恐れがあるとの新聞報道がなされております。本市には学校で管理するプールを初め地域や町内で管理するプールの施設数、過去の発症状況、また、これから夏に向かって感染予防のためのプール管理者に対する指導、対策をどう考えているのかお伺いいたします。

次に、（２）子供の安全確保に係る考え方についてお伺いいたします。

去る５月１７日に藤里町で発生した小学生殺害事件は、学校関係者、PTA関係者はもとより県民に大きな衝撃を与えました。亡くなられた子供さんに心よりご冥福をお祈りする次第であります。

本市においては、下校時の安全への取り組みに昨年度８地域においての連絡会議を開催し、具体的な取り組みを実施したり、また、事件後は緊急関係者会議を開催し、各家庭へのパンフレットなどの配付で協力の要請をお願いするなど、日々の努力には敬意を表したいと思っております。通学道路への見守り隊や巡視ボランティアなどの人海戦術での対応、地域安全マップづくりなどのやるべきことはやっておりますが、何でこのような事故が起こるのでしょうか。県でも防犯活動支援、全小学校での防犯教室などへの予算計上をするようですが、本市では今後、事故・事件を起こさないための対応策をどう考えているのかお伺いいたします。

次に、（３）小中一貫校の創設についてお伺いいたします。

本市においても少子高齢化の進展が顕著にあらわれ、特に少子化は深刻な問題であります。本市の住民基本台帳によると、３月末のゼロ歳児は５６１名、１０年前との比較で２３７名の減少であります。ふえている地域はなく、行政としてさまざまな子育て支援を講じて少子化対策をとっておりますが、なかなか成果が出ていないのが現状であります。私個人の意見としては、３世代・４世代住宅への支援を行うことにより、家族全員で子育てにかかわりを持つこと、出産後の職場復帰が保障されること、企業の育児に対する理解を深めることなどを総合的に実施していくことが非常に重要であると考えております。進めてはならない過疎化、少子化、高齢化ではありますが、現実としては間違いなく進むでありましょうし、その速度も速まることが懸念されるところであります。それに伴う小学校の複式学級化がますます進むことは目に見えております。地域の学校の果たす役割の重さは十分にわかりますが、先生が教科指導を含め十分な指導ができず学力低下が避けられないと思われまます。また、学校が遠くなるという問題や悩みもあります。さらに今後、校舎の老朽化が進んでまいります。財政難からの学校整備が立ち遅れること

も考えられます。こうしたことから小中併設一貫校をどう考えているのかお伺いをいたします。

以上で質問を終わりますが、誠意ある答弁をお願いし、終わります。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 佐藤賢一議員のご質問にお答えします。

初めに農林水産部関係でございますが、（１）の品目横断的経営安定対策の担い手の進捗状況について、そして（２）の担い手になれない農家の対応はでございますが、関連がございますので一括してお答えをいたします。

品目横断的経営安定対策の担い手の進捗状況についてであります。担い手の確保につきましては、昨年末から各地域すべての集落において説明会や座談会を開催し、制度の周知徹底に努めているところであります。

さらに、去る５月１日に担い手育成総合支援窓口を本庁や各総合支所に設置したほか、担い手育成総合支援推進員を委嘱するなど、円滑な農用地利用集積に努めております。

今後は、担い手の集積を平成19年産米の制度が開始されるまでに、市水田面積のおおむね２分の１を制度適用目標として、より多くの担い手が制度の適用を受けられるよう、県並びにJAと連携して取り組んでまいります。

また、担い手確保の進捗状況につきましては、４月末現在で集落営農で協定等の要件まで達しているのが８集落、組織概要と設立が確定しているのが４集落と、計12集落にとどまっております。

しかしながら、田植えなど農繁期が過ぎ、各集落において本格的話し合いに入る環境が整ったことから集落協定が加速するものと期待されますので、７月末ごろには、平成19年産米に制度適用となる担い手の進捗状況が報告できると思っております。

次に、担い手になれない農家の対応は、についてであります。品目横断的経営安定対策において国の定める担い手は、一定の要件として４ヘクタール以上の認定農業者が原則であります。

しかし、地域間によって生産条件が異なることから、集落の農地面積が少なく、規模拡大が困難な地域における物理的特例基準と、小規模であっても複合経営等により効率的な経営を行う場合の所得確保に応じた特例措置があります。

この担い手農家に認定される特例措置を算出する計算式が、現在、県から国に協議中であることから、確定後は集落営農に帰属しない認定農業者の４ヘクタール未満の方について経営面積の再確認を行い、規定面積までの確保ができるよう誘導してまいります。

また、要件に満たない農家に対しましても制度適用を受けられるよう、集落営農への参加を推進してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、建設部関係の（１）の由利橋架け替え事業の取り組み状況についてお答えいたします。

由利橋架け替え事業につきましては、現在、国交省と河川法に基づく河川協議を鋭意進めているところであります。

また、専門的見地からの新しい橋の構造形式の検討や国・県との円滑な調整を図るため、県立大の小川学部長を委員長とする「由利橋架替検討委員会」を設置し、これまで

実施した2回の検討会において、橋梁整備方針や河川景観の特性と整合した形式及び効率的な施工方法等について検討を進めているところであります。

これまでの検討会において、新由利橋に求められる役割として、子吉川河川空間の有効利用や由利本荘市のランドマークとしての位置づけなどから、右岸寄りに配置する橋脚部の柱から両側に張ったケーブルで橋全体を支える「二径間・斜張橋」が最適案として検討されております。

本年度は河川協議を早急に整えるとともに、詳細設計作業を進め、現橋の上流側に迂回路橋を設置することに伴う兩岸の取り付け道路の用地確保等の条件整備を行うなど、由利橋架け替え事業の早期完成を目指してまいります。

次に、大町銀座通線の整備についてであります。の改良計画の概要について、の整備手法について、のスケジュールについて、関連がございますので一括してお答えいたします。

都市計画道路大町銀座通線の整備は、本年度事業採択になりました本荘市街地地区まちづくり交付金事業として、本荘中央地区土地区画整理事業区域界から由利中央線までの延長350メートルを、一方通行の解消などを目的に3.5メートルの両側歩道を含む幅員16メートルでの整備を計画しております。

整備手法につきましては、国・県の指導を得ながら、今後、関係する皆様と協議を進め決定してまいりたいと存じます。

なお、今後の事業スケジュールにつきましては、事業認可取得後、測量・設計等を今年度実施する予定であり、区画整理事業とあわせての完成を目指し、順次作業等を進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、(3)の県道羽後本荘停車場線について、の改良計画の概要、整備手法は、スケジュールについて、地域住民への対応についてであります。関連がございますので一括してお答えいたします。

県道羽後本荘停車場線につきましては、区画整理区域内から合同庁舎前までの区間が完成に向けて順次整備が進められているところですが、区画整理区域の東端から由利中央線に至る約350メートルの区間につきましては未整備区間となっており、交通安全上の問題や都市機能の低下などから早期の改良が望まれていることは、ご質問のとおりであります。

当路線は、羽後本荘駅から市街地中心部を貫通する道路であり、交通処理や通行の安全性はもちろんでありますが、商店街としてのにぎわいの創出が求められる路線であることを踏まえ、これまでもその早期整備について県に対し要望してきたところであり、県当局も当路線の整備の必要性を認識し、測量調査などを行ってきております。

具体的な整備計画につきましては、将来の交通量予測や、これまでの地元町内会や商店代表者から示された意向をもとに県と協議を行っているところであり、今後も関係者の皆さんと商店街に相ふさわしい歩行者環境と整備手法を含めた計画を協議しながら、県に対して早期の整備を要望してまいります。

次に、(4)の本荘道路改良と市道との関連について、の本荘道路整備についてであります。国道107号本荘道路の拡幅改良工事は、渋滞解消や平成19年開通予定の日沿道との連絡を目的に、平成12年度から裁判所前の交差点を起点に蓼沼交差点までの延

長約2キロメートルの区間で県が事業を行っておりますが、秋田県の財政事情等により事業の進捗が遅れておりますことは、ご質問のとおりであります。

今後の見通しについて県に確認しましたところ、現在、御門交差点から国道108号との交差点までの800メートル区間について、設計調査及び用地補償を優先的に実施しており、用地補償にめどがつき次第、JR跨線橋を含めた当該区間の工事に着手する予定であり、完成次第に次の区間への事業を着手する計画であると伺っております。

いずれにいたしましても、国道107号は市民生活や産業活動に密接にかかわるとともに、地域間交流を促進する幹線道路であることから、今後とも県に対し早期改良を強く要望してまいります。

次に、の御門大楯線及び市道枝線の接続について（御門町の複数枝線）についてであります。本荘道路に接続する御門町地内の市道は、御門町及び大楯町を縦貫する御門大楯3号線を含め7路線ございます。

これら市道の接続にかかわる秋田県との協議において、御門町内及び大楯町内住民の密接な生活道路としての利便性を損なうことなく、また、安全な利用が確保される接続形態を実現するよう強く要望してきており、4車線化においてもこれまでどおりの通行利用ができる計画と伺っております。

また、4車線化の後、市道赤沼下御門線との交差点付近の渋滞時間帯における市道からの出入り及びこれら市道の交通量の増大などにも対応し得るよう、利便性と安全性の十分な確保を働きかけてまいります。

次に、大きい3の商工観光部関係の由利高原鉄道薬師堂駅、子吉駅の改修計画についてお答えいたします。

由利高原鉄道株式会社が運行する鳥海山ろく線につきましては、少子高齢化の影響や車社会の進展により利用者が年々減少していることから、経営は厳しさを増しており、開設当初の黒字経営から平成4年度以降は赤字状態が続いており、このため秋田県や沿線自治体が運営の補助を行いながら支援してきております。

しかしながら、年々利用者が減少しているとはいえ、鳥海山ろく線は通勤・通学や通院等の日常生活に欠かすことのできない地域住民の足であるとともに、鳥海山を初めとする市の観光資源を活用するために必要な交通機関でもあります。

このため市では、由利高原鉄道の再生と活性化に向けた由利高原鉄道再生計画を策定するため、秋田県や由利本荘市観光協会など関係機関・団体からなる再生支援協議会を設置しております。

再生計画では、由利高原鉄道の経営改善や鳥海山ろく線の活性化に向けた検討を行うとともに、薬師堂駅と子吉駅の駅舎改修についても、この再生計画の中に盛り込みたいと考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

次に、教育委員会関係であります。これにつきましては教育長がお答えをいたします。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

教育長（佐々田亨三君） 佐藤賢一議員の教育委員会関係のご質問にお答えいたします。



( 1 ) 咽頭結膜熱( プール熱 ) 対策について、 学校、地域で管理しているプールは何カ所か、 過去の発生状況、 予防の対応策をどう考えるかについては、関連がございますので一括してお答えいたします。

本市におけるプール施設数は、学校側で管理しているプールが32校のうち23カ所、遊泳館など学校以外が10カ所でございます。

ところで、ご承知のように咽頭結膜熱は学校保健法で指定されている伝染病で、せきや、くしゃみ、タオルやドアの取っ手、水道の蛇口などを介して感染するもので、プール熱とも呼ばれておりますが、大方は3日程度で回復しております。

平成14年から現在まで、過去5年間の本市における発生状況は12施設、延べ76名にわたり、その中で2校についてはプール使用を禁止して水を取りかえるなど、万全な対応を講じております。

また、新聞報道された病院の小児科の報告によりますと、最近ではプール熱が一年中発生しており、現在、本市では5月下旬に1校1名の罹患が届けられておりましたが、既に回復しているところでございます。

予防の対応策につきましては、日常的に手洗いやうがい、タオルの共用をしないことなどを徹底するよう指導し、万が一罹患した様子が見られる場合には、早期に医師の診断を促し、出席停止の措置をとったり、他人への感染を防ぐためにプール利用を禁止したりするなどの措置を講じ、流行の防止に努めてまいりたいと思います。それとともに、指導管理者に対しても情報の共有を図るなど、指導の徹底をしてまいる所存であります。

次に、4の( 2 ) 子供の安全確保に係る考え方についてでございますが、昨今の子供の安全に係る憂うべき状況は、私どもも胸が張り裂けんばかりの心境でございます。子供は将来を担う家族の宝、地域の宝であり、その安全確保は学校・家庭のみならず地域社会全体の使命であると強く感じております。

このことから、昨年は12月に全県に先駆けて市内8地域におきまして、行政、学校、各種団体、地域の事業所等の代表にお集まりいただき、市全体として子供を見守る方策について具体的にご相談申し上げ、巡回パトロール車や子供の安全確保ボランティアの立ち上げなど実際の行動に移していただいたところでございました。その中には、老齢にもかかわらず雨や風、雪のときにも通学路に立って見守ってくださるなど、たくさんの地域の方々がおられ、心より感謝申し上げているところでございます。

また、本年度は藤里町での痛ましい事故・事件を受けまして、5月24日に子供の安全にかかわる各界・各層から150名もの皆様にお集まりいただき、いち早く「子どもの安全確保を目指す関係者連絡会議」を開催いたしました。

このような取り組みの中で重視したいことは、子供たちと地域の方々の顔と顔を合わせた交流、安心した気持ちで声をかけ合える関係づくりが何よりも大切であるということです。

このことから「地域・学校・みんなの手・目・気配りで」を旗印に、当面は毎日の8・3運動と、毎月1日と15日の「家庭・地域・みんなの日」を合い言葉に、市職員も見守りに加わりながら今まで以上に地域と結びつきを強化し、子供の安全確保について最大限努力してまいる所存でございます。

次に、4の教育委員会関係、( 3 ) 小中一貫校の創設についてでございますが、小中

一貫教育は義務教育の六三制を弾力的に行い、9年間一貫した柔軟な教育過程を編成し、小・中のスムーズな接続を目指すものであり、全国的に着目され、今後の義務教育を考える上で重要な視点の一つでもあります。

全国では、東京の品川区で構造改革特区の認定を受け、今年度から小中一貫校「日野学園」を開校しております。

本県では、能代市で同じ敷地内に小中学校を併設した「常盤小・中学校」を開校しており、小中学校の連携をとり、一部教員は兼務発令を受けて交流授業を行うなどの一貫校としての特色を生かした経営をしております。

本市においても小中学校が密接に連携し、教育の活性化を図ることの重要性については十分認識しており、これまでも文部科学省から指定されました石沢小・中学校の実践を初め、さまざまな取り組みや支援を行い、成果を上げております。

例えば、小学校の理科・家庭科などの教科担任制の導入、中学校の学区で小中学校の相互の学習内容の研究や中学校教員による小学校での交流授業などを通して研修を深めており、小学校6年から中学校1年への、いわゆる中1ギャップの解消につながる生徒指導や学力向上の両面でも効果がみられているところでございます。

なお、ご承知のとおり少子化の進行に起因する学校の小規模化、複式化等の現状から、出生率の低下、少子化及び学校の統廃合という視点における小中一貫校創設の構想については、今後の研究課題ととらえており、各学校や地域の実情をかんがみながら学区の見直しや学校の適正規模等を含め総合的に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 16番佐藤賢一君、再質問はありますか。16番佐藤賢一君。

16番（佐藤賢一君） 1点だけ答弁漏れというか、私の質問の仕方が悪かったのかちょっとあれですけども、由利橋の架け替え工事の件についてなんですけれども、内容からいきますと平成22年度の中央地区土地区画整理事業というか、その由利橋通線の沿線の完成をというふうに理解してもいいのか、それとも由利橋は由利橋で、石脇の通り、本荘寄りの通りあわせて別に完成年次を答弁をお願いしたんですけれども、その答弁が入っておりませんでしたので、市長の考え方を伺いたしたいと思います。

以上です。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） それでは佐藤議員の再質問にお答えしますが、区画整理については、平成22年度をめどに完成させたいということをお知らせ申し上げてまいりました。区画整理事業も国の予算等々のことはあって、そうは申しながらも変更もあるかもしれませんが、22年を完成のめどということでの私たちの気持ちは変わりません。また、橋梁についてもあわせて行いたい。そうすると22年ということになるわけですが、これについて23年にまたがる可能性もなきにしもあらずであります。今のご承知のとおり財政、大変こう揺れ動いている状況でございますので、鋭意努力してはまいります、そうした状況もあり得るということをひとつご理解いただきたいと思います。

以上であります。

議長（井島市太郎君） 16番佐藤賢一君、再々質問はありますか。

16番（佐藤賢一君） ありません。

議長（井島市太郎君） 以上で、16番佐藤賢一君の一般質問を終了します。

この際、11時まで休憩いたします。

午前10時51分 休 憩

午前11時03分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。20番佐藤勇君の発言を許します。20番佐藤勇君。

【20番（佐藤勇君）登壇】

20番（佐藤勇君） 議長のお許しを得ましたので、通告にしたがい質問をさせていただきます。

その前に、私も学校関係は所管でもございます。先般殺害された小学生のご冥福を心からお祈りいたしまして、質問に入らせていただきます。

情報基盤整備事業についてお伺いしますが、我が国のケーブルテレビは開始されて以来40年ほどになると言われます。ちょうど6月16日がケーブルテレビの日と定められております。

昨年、17年12月総務省報告では、自主放送加入者1,880万世帯、加入率にいたしまして37.5%、その6分の1の323万世帯がケーブルテレビでインターネットの利用者ということであります。これまでに許可を受けた施設が700、事業者が536と公表されております。また、その施設のうち約7割が幹線に光ファイバーを導入しているという状況でございます。当初の位置づけは、単に地域メディアとして、また、難視聴対策の手段であったと言われます。その後、再送信時代から衛星経由の番組配信による多チャンネルサービスが進展してまいりました。さらに光ファイバー化やデジタル化の技術革新によって、大容量・双方向の機能を持った施設による放送と通信をあわせ持つ総合的なサービスの提供ができる時代となったのであります。

本市においても今まさに全市をネットワーク化し、その延伸途上にあるといえます。でき上がったことには人はどんなことでも言えると思いますが、ここに平成14年4月掲載の旧大内町前町長さんの随想がございます。拝見する機会がございました。ケーブルテレビを敷くまで旧大内町民や当時の町長 現企業管理者でございますが、優先的インフラ整備の中で、いかに苦勞したかがしのばれる一端でもありました。その粘り強い努力が大内ケーブルテレビをもとにして拡大発展、柳田市長が施政方針の第一に掲げる県内一広いエリア、その市民の融合と均衡一体化を目指す計画の原動力として大プロジェクト事業へと進展をみるに至っております。「町民一人一人が主人公」を町づくりの基本とした当時の町長さんの高い見識と先見性、信念がもたらした、いわば文化でもあると深く敬意を表するものであります。

現在、本市におきましては、情報通信技術を活用した豊かな地域社会を目指し、行政、教育、福祉、医療、防災の高度化を図るべく住民サービスの向上、行政の効率化、地域情報格差 デジタルバインドの解消手段としても大きな視野での観点から、先般はインターネットを完成させ、総合支所と本庁間、そして市内10カ所に防災カメラを設置、28カ所に端末を配置、109の公共施設をネットワーク化し、行政情報、学校間交流を目指すなど住民サービスに貢献できるものと期待をされているところであります。

また、それと並行しまして、17年に引き続き地域情報基盤整備のケーブルテレビ事業をもあわせ推進しているところでありますが、この件に関しましては、いろいろな書、各般で、メディアが多様に駆使できること、便利さ、鮮明さ、テレビ画像の受信、高速インターネットの常時接続、定額料金制で使う方にとっては、これほどよいものはないという声が伝わってきます。

しかしながら、当の市民の反応はどうでしょうか。一方では産業界、市政、個人、あらゆる方面で景気がよくない、旧市町間においても予算がない、市内至る場所において商店が相次いで店を閉めておるといった現状でもございます。テレビで市内の情報をもらっても商売にならない、「まま、かえねえ」という言葉がかえってくることもしばしばあります。金がないことと対比されるのが、この情報基盤整備事業でございます。市民が本当に望む地域の均衡化・一体化とは、生活に密着した部分の整備ではないか。金がないから本当に全市民が望むものの整備ではないのか。100億円以上もかけてケーブルテレビ事業をなぜしなければならないのか。そういう住民の声もでございます。

前もってアンケートを取っているにもかかわらず、一方では市民の反応が正反対の方向を向いている部分も見受けられ、住民が望むことと行政が施行することの間にギャップがある一面もあることも事実でございます。

ケーブルインターネット利用のIP電話サービスは、事業者にとっては重要な付加価値の一つでもあると思いますし、管内は電話料金無料で将来通信ができるようになるなどの特徴を全面的に出していくべきではないかと思えます。情報システムは、難しいイメージがある上に内容が不透明でございます。概要をわかりやすく事業説明をし理解を得ることと、加入の促進を喚起する必要があるものと思ひ、質問をいたすものでございます。

#### (1) 事業の進捗について。

日本で最初のケーブルインターネットサービスが行われたのは平成8年10月からということですが、低廉・常時接続・高速インターネット接続ということから以来全国各地で実施いたしております。本市でも計画当初、通算100億円以上は超えるだろうという事業といわれましたが、今年度予定地域が予定どおり進んだ場合、積算事業費はどのくらいになるのか、全事業の何%になるのかお伺いいたします。

#### (2) 将来の運営維持管理について。

どのような優れた設備でも、使用していくうちには摩耗劣化等は当然発生してきます。現在のように一般会計から何千万円も繰り入れるということはできないと思ひます。保守点検やランニングコストがどの程度、ケーブルや機器の耐用年数など、減価償却費積み立て等も準備し、綿密な長期的計画を立て、企業会計として成り立つように移行していくべきであります。

自治体が行う事業だから3分の1の国の助成があるわけではありますが、後に住民負担をふやすという負の遺産を残さないようにすることが先決であります。アンケートを取って事業は起こせると思ひますが、その後の加入者の増減で成り立つものでありますから、世帯の何%くらいかをめどに視聴料金は最終どのくらいに設定したい、まだ完成していないからと理由にはならないと思ひます。市場は高速・低廉・大容量を武器に競争が激化しております。市販の商品と比較すれば大体の線ははじき出せるものと思ひま

すが、今後の維持管理の位置づけについてお伺いをいたすものであります。

(3) 今後の課題は何か、現在も含めてでございますが、利用上の問題点として言われる多くは、セキュリティ対策の確立、運用、管理者の人材が不足、人材育成の費用が増大、社外・庁内情報の漏えい、障害の復旧に時間がかかる等の課題が指摘されております。保守点検料幾らと予算計上、あるいはこれだけかかりましたといった場合には、そうですかという形で看過せざるを得ないのが現在の状況でございます。

放送局をデジタル化したことにより、画質劣化をなくし、放送設備のヘッドエンドからの距離に関係なく均一な受信品質確保が容易になったわけですが、この投資効果をどう図ってまいられるのか。

収益に直接関係する多チャンネル加入促進の方法、各加入者の引き込みまで光ケーブルにすることについてはどうだったのか。民間との加入者のしのぎあい、セット加入でなければならない理由など。全市IP電話の通信を計画しているが、その具体性についてはどうなのか。メンテナンス・技術者の養成等については、どう確保していくのか。また、情報網を整備しても使える方、使わない方の部分の格差も生じてくるかと推測されます。世代間の格差についてはどうなのか、市長の所見をお伺いいたします。

(4) ケーブルテレビ全般について、一応網羅したわけでございますが、前段で申し上げた市民意識の中で、この事業を推進するその費用対効果、あるいは高齢化率約30%を超えた本市の人口構造で、どの世代に照準をおいているのか。安価で設置しやすい、今後の見通しはどうか。ケーブルテレビのホームページを見ても、あまり内容がよくわかりません。事業の概要など、どういう事業で、どこから資金が出て、どのくらいの補助があって、自己資金はどのくらい、そして事業の規模などほとんど載っておりません。通常一般的に今までと変わらない普通のテレビ視聴で、標準で幾らであればケーブルテレビでインターネットサービスが受けられるのか。緻密な広報活動を行い、加入したい雰囲気づくりも重要かと思われまます。現在配信中のところや工事中の地域には説明などあるかと思いますが、市内全体に対してはケーブルテレビについての情報はあまりありません。ただ、かなりの事業費がかかるくらいにしか受けとめておられない方が多くおります。説明責任が薄いのではないか、理解が薄いということは加入率にも影響してきます。市民の理解を得られないでは経営が成り立つのか、将来が懸念されるのであります。

行政が重荷になってきた場合、第三セクター、または指定管理者へ移行させれば済むことなのか。完成まで年月と事業費が莫大であること、地方交付税制度も不確定要素があり、今後の推移が不透明であることなどから、市ではどのような長期計画をもって住民の負託にこたえようとしておられるのか。

車で30分前後で市内間は到達できる距離にあります。今後、本当に効果を出していくにはどうすればいいのか。世代は大きく動いております。テレビを主体にしたケーブルテレビ事業と大容量高速インターネットだけの部分、あるいは若い方が今飛びついているワンセグの領域拡大後、さらに消費者の選択が広がります。

17年9月から10月のアンケート調査結果では、大内地域の20歳から70歳未満の5,524人を除く総人口約5万人中から4,000人を選び、郵送。回収率が約36%、1,456人の方が回答しております。その64%の934名の方がパソコンでインターネットの利用者という

ことになります。仮にこの数字で比例して推測いたしますと、平成18年5月31日現在の調査人口から割り出しますと、アンケート対象人口、概要で5万人としまして、20歳以下、70歳以上の潜在利用者を想定すると、かなりのパソコン利用者がおり、条件がよければ即ケーブルテレビを接続とも考えられるわけでございます。利用者のうちF T T H光ファイバー加入者が約3割、固定電話回線によるA D S Lの加入者が約4割、デジタル通信のI S D N加入者が1割、通常電話回線利用が14%と多彩でございます。

その後半年過ぎましたので数字は変わっていると思いますが、アンケート結果から相当数の加入開拓分野があるように感じられます。せっかくとったアンケートを最大限活用、参考にして反映させ、この事業への理解度を深めるべきであると思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

なお、アンケートの対象人口約5万人中の4,000人であり、その回収率が36%で、実際は対象人口の1割に満たない声の集計結果、1,450人程度の指標によるものであります。3%に満たない声の集計結果であります。これに対しては内心どう受けとめて事業推進をしておられるのか。

地方交付税制度の不明瞭なときに交付税をあてにした借金は危険ではないかとの意見もあります。しかし、だれもが便利よくていいものをだめだとは言わないと思います。合併特例債 合併特例法第11条の2に規定されている地方ができる公認の借金のことであります。事業費の95%が特例債で賄うことができまして、その70%が今後の地方交付税算定の際の基準財政需要額に算入されます。そして、その事業費の3分の1が補助対象であります。自前の持ち出しがこれだけでこのすばらしい事業が行えるのだということをもっと市民にわかりやすく説明責任があると思いますが、あわせて市長の見解をお伺いするものであります。

続きまして、大きい2、県道・市道の早期開通についてでございます。

大川端伏見線の調査期間、開通のめどは、仮道路敷設についてでございますが、このことに関しては地元総合支所担当、あるいは本庁も適切に対処していただいております。現在ボーリング調査中でございます。先般、東北4県に係る日本海沿岸の高速道路の早期実現のための青年会議所主催のシンポジウムがありましたが、道路は地域住民にとっての命であります。本会議初日の市長の行政報告の中でこの路線についての言及がありましたが、この「地域住民の不便」という言葉がなく、「行楽客に不便をかける」という言葉でおっしゃられました。新しくつくる道路、あるいは改良する道路よりも、今使っておる道路が使われなくなったということは重大でございます。不便なのは当地域直根地区の方であります。あの地区は特に健康施設等の公共施設もなく、国道からの距離もあり、現状も狭隘で危険箇所もたくさんございます。過疎化も進んでおります。迂回路はありますが、あの地区の生活圈道路であります。命であります。ぜひ早急な回復のために県に強い要請を願うものであります。

次に、市道百宅線の早期修復。

ようやく大雪から解放されまして、いざ観光シーズンになって県道・市道両方が交通不能という事態を、いかに自然災害とはいえ重く受けとめるべきであると考えます。この路線も本当に観光客に不便を来す道路であります。市道でありますので、何とか市長決裁で一日も早く開通することを願うものであります。見通しについてお伺いいたし

ます。

次に、大きい3、由利本荘市スキー場についてでございます。

19年1月には全県中学スキー大会が矢島スキー場で開催される予定であります。何百人と、その保護者や大会関係者が訪れることになっております。大会運営は中体連で運ぶものと思っておりますが、スムーズに運営できる受け入れ体制について、今までの単なる体育施設としてのスキー場であったわけですが、現在は由利本荘市、きちんとした条例も制定いたしております。施設整備について、新市になって初めての大きなスキー大会であります。矢島のスキー場ではありません。9万市民の市のスキー場として、矢島にある由利本荘市のスキー場として、どう対応・体制を臨まれるのか所見をお伺いいたします。

整備計画と進捗について。

合併以前からのこれまでの単町の長期計画の枠組みの中でありましたが、今後は由利本荘市全市としての計画ということで各界・各層からの意見ヒアリング等行ったものと思っておりますが、全体計画としてはどのような内容になるのかお伺いをいたしまして、私の質問とさせていただきます。

【「3番は…」と呼ぶ者あり】

ちょっとこれ、すみません。プリントから漏れておりました。3番は、確か旧町のスキー大会を全市でやるには、やっていただきたいと、やるべきだということの質問であったと思っておりますが、今までは旧町でやっておりましたが、そしてその盛り上りにつきましては各町のスキークラブの面々が、いろんな技術指導、あるいは検定などを行っていただいて、いろいろ盛り上げをしていただいております。それが横のつながりを持ちながら、そして由利本荘市としてのスキー場をこれからどう盛り上げていくかという面から、スキー大会を全市でやることによって、そしていろんな選手も発掘できると思っておりますし、そういう面につきまして市長としてどういうふうな考えをもっているかということをお聞きしたいのでございます。どうも失礼しました。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 佐藤議員のご質問にお答えします。

初めに、（CATV）ケーブルテレビについて、（1）の事業の進捗についてでございますが、昨年度はデジタル化に対応するためCATVセンターの機器及び施設の整備、それに伴う大内地域の伝送路の整備をいたしております。

今年度は新たに岩城地域、東由利地域、本荘地域の松ヶ崎、石沢、北内越地区を対象として、送出機器と伝送路設備を整備する計画であります。

また、来年度以降も引き続きエリア拡大を進め、平成21年度までには、市内全域にケーブルテレビ網を布設する計画であります。

次に、（2）の将来の運営維持管理についてであります。現在、情報格差の解消、新市の一体性の確保を図る観点から行政で施設整備し、利用料等の収入により特別会計で行っておりますが、将来、長期にわたって安定したサービスを提供し、保障するためには、公社組織、民営化なども視野に入れながら、運営コストの低減を図れるよう慎重に検討する必要があると考えております。

次に、(3)の今後の課題でございますが、新市になり1,209平方キロメートルと広大な地域であり、3万世帯を有する由利本荘市民に公平かつ迅速にサービスを提供していくためには、より多くの方に加入していただかなければなりません。

今年度は、9月の施設整備工事着手を目標に作業を進めておりますが、加入促進に当たっては、今年度整備予定地域の皆様に、地域または地区単位に説明会を開きご理解をいただくとともに、19年度、20年度に予定している西目地域、由利地域、矢島地域、鳥海地域、本荘地域の小友、子吉、南内越地区につきましても10月以降に説明会を開催しながら、より多くの方に加入していただけるよう継続して加入促進に努めてまいりますので、ご協力賜りますようによろしくお願いいたします。

次に、(4)のケーブルテレビ全般についてであります。現在、大内地域の加入率は96%を超えていますが、昨年度、大内地域を除く全地域での20歳以上70歳未満の方々から無作為で抽出した4,000人を対象に実施したアンケートでは、「整備すべき」との回答が91%、「自主制作番組を見たい」が80%、「IP音声告知を利用したい」が89%と期待が大きいことから、今後とも説明会や広報などでPRに努め加入促進を図ってまいります。

YBネットとの関連につきましては、整備済みの光ケーブルの空き芯を利用するものですが、利用のためには認可が必要でありますので、今年度事業で調査を行い、光ケーブルの一部開放に向け総務省初め関係機関と協議を進めてまいります。

また、すべて光ケーブルで整備する場合は、加入者宅に光変換装置が必要になるなど約1.4倍のコストがかかることから、整備費の抑制と加入者負担の軽減を図るため、幹線からテレビへの引き込み線を同軸ケーブルとしていますが、将来的には光ケーブルの引き込みも可能となるよう幹線は光ケーブルとしております。

インターネットの加入につきましては、ケーブルテレビの引き込み線を使用することからケーブルテレビの付帯サービスとして行っているものであり、インターネットの単独加入は行っておりませんので、ご理解くださるようお願いいたします。

セットトップボックス、いわゆるSTBという専用チューナーに関しましては、5月15日発行の広報28号でもお知らせしましたが、地上デジタル放送対応テレビに買い換えるか、使用中のアナログテレビ1台ごとにSTBが必要になります。

現在、大内地域ではNHKと秋田放送の地上デジタル放送が視聴できませんが、4月以降に専用チューナーの購入手続きをされた方は14人となっております。加入者個人が地上デジタル対応テレビ等を買って求めて視聴されている方については調査しておりませんので、ご理解いただきたいと存じます。

また、ケーブルテレビの伝送路は770メガヘルツの広帯域伝送路であり、地上デジタル放送も秋田市大森山から直接受信した電波をそのまま伝送するパススルー方式をとっており、チャンネル数も数百チャンネル送信できる容量を持ち、将来的な高速大容量通信にも対応できる仕様となっております。

セキュリティ対策につきましては、由利本荘市電子情報セキュリティ対策要綱に基づき個人情報の適正管理に努めるほか、事故の回避、被害の最小化、回復力の確保を図った対応策を徹底し、万全を期してまいります。

情報の格差是正への対応につきましては、このケーブルテレビ事業の早期完成と、よ



り多くの方々の加入が格差解消につながるものと考えております。

いずれにいたしましても、ケーブルテレビの運営や、あり方についても十分研究を深め、急速に進む高度情報通信ネットワークの進展に速やかに対応し、活力ある地域社会の形成を目指してまいりますので、今後、一層のご指導、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、2番の県道と市道の早期開通について、(1)の県道大川端伏見線の調査期間、開通のめどは、仮道路敷設はについてでございますが、5月5日早朝に地すべりの発生を確認したことから、道路管理者である由利地域振興局や警察署等に直ちに通報連絡し、午後3時に通行どめの措置が講じられ、現在も継続されております。

本路線は、鳥海地域の直根地区と伏見地区とを結ぶ幹線道路であると同時にバス路線でもあり、早期に通行できるよう県に強く働きかけているところであります。

現在、復旧対策工法を検討するためのボーリング調査を実施しており、今月20日ごろに完了の予定であります。この結果をもとに、今月末までに通行どめ解除の可能性について検討を行う予定と伺っており、県と市との連絡を緊密にし対処してまいりたいと考えております。

次に、(2)の市道百宅線の早期修復についてであります。市道百宅線は、5月1日に、この冬の大雪の影響によるものと思われる雪崩が立木も巻き込んで発生したことから、斜面の残雪が消えるまで通行どめとしたものであります。

雪消え後の5月18日に斜面状態を確認したところ、落石の危険があることから、現在、法体橋手前で通行どめをいたしております。

観光道路として行楽客の安全な通行の確保が最も重要なことであり、このため、現在、斜面の現地踏査による浮石や転石の位置、規模、不安定度合などの防災点検作業を実施しているところであります。

また、斜面の修復対策については、保安林指定区域であることから由利地域振興局に要望しているところであります。

次に、3番の由利本荘市矢島スキー場についてであります。 (1)の19年1月には、全県中学スキー大会開催予定になっているゲレンデの準備体制についてであります。矢島スキー場では開業以来、全県中学スキー大会が5回ほど開催されており、競技コースは、ほぼ同じゲレンデ部分を使用しております。

最近は、3年に一度の大会会場となっており、平成19年1月に第50回の全県中学スキー大会が矢島スキー場で開催される予定となっております。この大会に使用されるコースは特に手を入れる部分はありませんので、従来どおりのコースがとれると思われ

ます。

なお、今年度、矢島スキー場の整備を実施いたしますが、改修工事が完成いたしますとリフト施設が2基に集約され、安全面におきましても向上が図られ、より広々としたゲレンデに生まれ変わり、多くの方々に楽しんでいただけるものと考えております。

次に、(2)の整備計画と進捗についてでございます。鳥海高原矢島スキー場の整備につきましては、平成17年度に県に要望しておりましたが認められなかったことから、18年度、主な財源として過疎債を活用した事業実施するため、このたび議会に補正予算で所要額を計上いたしております。

整備計画の内容といたしましては、4人乗り自動循環式クワットリフトの新設、老朽化している第1リフト及び第3リフトの解体撤去、第2リフトの移設工事、ゲレンデの一部改修、照明設備の改修並びにスキーハウスの改築を行うものであり、全体で約8億円の事業計画であります。

単年度で実施したい旨を県に要望しておりましたが、厳しい面もあり、18・19年の継続事業として実施すべく、今回の補正にはリフトの建設、ゲレンデ整備、電気設備工事分を計上しております。過疎債の適用が決定次第、直ちに事業着手いたしまして、今シーズンの営業に間に合わせたいと存じます。

次に、(3)の旧町スキー大会を全市大会に拡大すべきでないかについてでございますが、過去には旧東由利町、旧大内町でも町民スキー大会が行われておりましたが、現在は矢島地域、鳥海地域でスキー大会が開催されております。

ご承知のとおりスキー人口は減少しておりますが、スキー場のリニューアルを契機といたしまして、全市スキー大会の開催も考えてまいりたいと存じます。子供たちのスキー場活用を図るとともに、広く利用の促進に努め、冬季スポーツ振興に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長(井島市太郎君) 20番佐藤勇君、再質問ありませんか。20番佐藤勇君。

20番(佐藤勇君) 私は、情報関係につきましては素人でございます。いま一つ申し上げたことを細々と再質問をするには及びませんが、申し上げました点を精査していただきまして今後の方向を誤らないように、さらに事業推進を図るよう望むものでございます。

また、県道大川端伏見線につきましては、お説のとおりだと思います。

そして、市道百宅線につきましては、保安林のところまでは聞いておったんですが、少し早口だったせいか聞き取れなかったもので、もう一度はっきりとおっしゃっていただきたいと思います。

なお、矢島スキー場につきましては、今後、高額な資本を投下するものでありまして、やはり大会などを含めながら本当に営業に結びつくのかどうかも再精査しながらやっていただきたいと願うものでございます。

以上。

議長(井島市太郎君) 佐藤議員、1番目はこれはご意見ですか、再質問に入りますか。

20番(佐藤勇君) 質問です。

議長(井島市太郎君) 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長(柳田弘君) 佐藤議員の再質問にお答えしますが、情報に関して大変詳しくて、とても素人とは思えないようなご質問でございます。おっしゃるとおり、私たちはこれからこの地域が、由利本荘市が本当に広大な土地でありますので一体化を醸し出せる大きな武器でございます。そういう意味では、将来間違わないような、そうしたことを精査に努めながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくご理解、ご協力願いたいと存じます。

次に、百宅線のことでございますが、先ほど申し上げましたが、これ、担当の部長からももう少し詳しく説明させたいと、このように思います。

それから、矢島のスキー場のことでございますが、先ほども申し上げましたように、これまで各町でそれぞれスキー場を抱えながら頑張ってきたけれども、今、矢島と鳥海になりました。それで矢島のスキー場で中学校の全県大会というようなことがございますので、今、矢島のスキー場の整備について鋭意努力しているところでございますので、よろしくご理解、ご協力賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 猿田建設部長。

建設部長（猿田正好君） 市長からの指示でございますので、私の方からもう少し詳しく内容をご説明申し上げたいというふうに思います。

被災の状況につきましては、議員おっしゃるとおりでございます。それを受けまして、保安林の指定ということのものでございましたが、現場は水源涵養保安林と健康保安林、両方の保安林指定がついておるというふうに県と確認してございます。それら場所につきましての作業には当然制約がございます。ただ、緊急の度合い等々も含めて作業の内容について、作業許可という県との約束事において、とりあえずの復旧作業が可能かどうかも含めて現在検討をさせていただいているところでございます。

なお、県としては19年度の復旧治山事業としての総体的な取り組みを現在検討しているところでございますが、議員おっしゃいますとおり、シーズンを控えてにぎわいを創出しなければいけない大切な道路でございますので、現在、先週から今週にかけてどのような危険の度合いがあり、それをどのような形で除去できるかについて市独自の調査を現在続行しているところでございますので、もうしばらくお待ちいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 20番佐藤勇君、再々質問ありませんか。

20番（佐藤勇君） ありません。

議長（井島市太郎君） 以上で、20番佐藤勇君の一般質問を終了します。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時45分 休 憩

午後 0時58分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。12番本間明君の発言を許します。12番本間明君。

【12番（本間明君）登壇】

12番（本間明君） 井島議長から発言のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

由利本荘市が誕生して、早いもので1年と2カ月が経過をいたしました。平成の大合併といわれた市町村合併も旧合併特例法適用期限が本年度末まで延長になったとはいえ、全国的に落ち着いたものと思われれます。昭和の合併では、全国9,868あった市町村が3,472市町村へと約3分の1に減りました。平成の合併は3,232市町村が1,820市町村へと日本の地図も大きく塗りかえられました。柳田市長は3月定例会の施政方針の中で、「これから我が地は都市間競争に勝ち抜かなければなりません。誕生したばかりの新市

由利本荘市においては、これからの都市間競争に勝つことです。念ずれば花開く、声高らかに私は勝つ」と宣言いたしました。冬季オリンピックの荒川静香選手の金メダル獲得に刺激されての宣言であったとは思いますが、私自身、これまで市長の施政方針を7回聞いた中で、これほど力強く大見えを切られた施政方針は初めてでありました。都市間競争に勝つということは、日本一、いや世界一の由利本荘市にするということです。9万人市民がなるほどと思う施策を大いに期待したいと思えます。

しかしながら、現実はかなり厳しいものがありますし、課題も多く存在しております。通告の順に従いまして質問をいたしますので、よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

1、地方交付税見直しについてお伺いをいたします。

地方交付税は本来、地方の税収入とすべきものであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の行政水準を維持し得るような財源を保障する見地から、国税として国がかわって徴収し、一定の合理的な基準によって配分する、いわば国が地方にかわって徴収する地方税であるという根幹が揺るぎ始めております。

そこで質問いたしますが、(1) 通告時点では政府案については経済財政諮問会議で検討中であり、6月に閣議決定される骨太の方針に盛り込む予定をされておりましたが、現時点では7月にずれ込むと報道されております。現在、その骨子しか判明しておりません。竹中総務大臣の私的懇談会、地方分権21世紀ビジョン懇談会では、交付税算定を人口と面積を基準とする方式を提案しており、和歌山県ではその試算結果を公表しました。この新型地方交付税を総枠の何割にするか、あるいは人口比と面積比をどう配分するかで試算値が大幅に変わり、非常に答弁しにくいとは思いますが、どのようにこの政府案を見ているのか伺うものであります。

(2) 次に、地方六団体案について伺います。

これも新地方分権構想検討委員会から中間報告として発表された内容でございます。地方交付税を地方共有税調整金として国税の一定割合、すなわち法定率分を国の一般会計と切り離して特別会計に計上し、総務省だけでなく地方の代表らも会計運営に参加しようとするものです。この案も詳細について判然とはしませんが、当局の印象でも結構でございますので答弁をお願いをします。

次に、(3) 合併特例債等交付税算入についてお伺いをいたします。

これまでの地方交付税額の決定要素、すなわち基準財政需要額の算定根拠が政府案であればその大前提が崩れる恐れがあります。旧合併特例法において約束された普通交付税の額の算定の特例、すなわち合併後10力年は合併がなかったものと仮定して算定した額の保障及びその後5力年の激変緩和措置等の合併算定替えはどうなるか。合併後10力年、市の建設計画に基づく事業に対する合併特例債は、その元利償還金の70%は後年度交付税算入といった現在進行形のものがほごになる可能性がないのか。歴史は繰り返されるといいます。昭和の合併の際も合併後、財政難を理由に約束された財政支援が昭和32年で打ち切りになったと聞いております。いずれの質問も現時点で政策決定になっていないもので、繰り返しますが答弁しづらいことは重々承知をしておりますが、本市の今後の財政運営上、重要な要素を含んでおりますので、よろしくご答弁をお願いをいたします。

2、道州制についてお伺いをいたします。

去る2月28日、首相の諮問機関である第28次地方制度調査会が地方分権の推進と効率的な政府の実現に向け、都道府県を廃止・統合して国の権限を移す道州制の導入が適当とする答申を出しました。この背景には、1つとして市町村合併の進展により県が行ってきた市町村を補完する仕事が減少し、県の役割が空洞化する。2つ目は、県境をまたがる地域課題の増加、首都圏のディーゼル車対策が示すように、暮らしも経済も既に県境を超え1つの県では解決できない課題がふえている。3つ目は、国の出先と地方の二重行政をやめて効率性を求める行革の要請とされています。

1871年、時の明治政府は廃藩置県を行い、3府302県を設置し、1888年、ちょうど今から120年前に1道3府43県となり、現在の府県の境界や名前が確立したとされています。これが道州制を指して、今様、廃県置藩と称されるゆえんであります。ただ私が驚いたのは、先ごろ家内の実家の解体に手伝いに行った際、畳の下に敷かれた昭和29年11月の秋田魁新報を見ることができました。その見出しに「道州制へ全国知事会の態度、府県存置制を強調」とありました。当時の知事会としては道州制に対して慎重であり、市長会や町村会は普通地方公共団体は市町村のみとし、全国府県制は廃止すべきと主張している中身でありました。昭和29年といえば、旧本荘市が1町6村の合併により誕生した年であります。昭和の合併の際にも既に道州制の議論が行われており、議論の論点は現在と全く同様であることに少なからず驚きを禁じ得ませんでした。秋田県にあっては、平成9年、北東北3県の知事サミットを契機に3県合体論が浮上し、県職員の相互交流など先進的な役割を果たしてきました。しかし、ここ数年、トーンダウンしておりましたが、地域振興局が中心となり道州制に対するタウンミーティングがこのほど開催されたと報道されております。担当部課長が出席したと聞いておりますが、県の説明や本市の道州制に対する基本的な考え方を伺うものであります。

3、北前船コリドール構想についてお伺いをいたします。

秋田公立美術工芸短大の石川好学長が、毎月2回、魁新報に「石川好の『眼』と『芽』」というコラムを執筆をいたしております。学長は、たしか伊豆大島の生まれと聞いておりますが、私どものように秋田で生まれ秋田で育ち秋田で生活している者とは違い、秋田を見る目が極めて新鮮であると感じておりました。

北前船コリドール構想は、「秋田と庄内地方にまたがる地域は出羽の国と呼ばれ、北東北において最も栄えた時代があった。日本海に面した諸地域は、後に北前船と呼ばれる海上のネットワークができ、日本海側の諸都市は一時、日本経済の中心として歴史にその名を残している。私たちは、その北前船がかつて航行した地域で生活を営んでいる。今この地域は少子高齢化と産業の低迷に悩んでいる。そうした悩める地域再生のため、庄内地方から男鹿半島に至る海岸線の市・町を一つの経済文化回廊（コリドール）と考え、県の違いを越えて連携しようと呼びかけました。」これが去る5月12日に秋田市で開催された北前船コリドール経済文化フォーラムでの石川学長のメッセージでありました。柳田市長も参加されておられましたが、私も興味がありましてフォーラムに出席をいたしました。3月30日に酒田市でも開催された両フォーラムの詳細は、魁新報でも全紙2面にわたり特集されましたから読まれた方も多いと思います。石川学長は、大都市圏を中心に景気回復が言われているが秋田の地で実感できないのはなぜかという点について、「秋田はいまだ社会主義経済を実行しているからだ」と言います。「秋田最大の

産業は公共事業であること、そして最大の雇用先は県庁や市役所を初めとする公務員である。農業の代表である米も国家がその値段と作付面積を管理している国策事業ではないか。この体質から抜けられない以上は、日本全体との格差が広がる一方」と断言しております。加えて、「秋田の将来を設計するに当たり正視すべき現実、自殺率日本一、高齢化率日本一、少子化率日本一という負の3点セットである」。これらの原因はどこにあったかを、学長は「秋田県民の遺伝子、DNAにあるのではないか」としております。「近代になって産業文明をつくる最も重要な地下資源を持ち、山に入れば建築用材として有名・有用な秋田杉が茂り、これを切り出せば大きな富を得た。米作地帯では大きな飢饉や冷害の影響が少なかった県である。こうした自然条件に恵まれていたせいで秋田県民は油断をし、社会変化に大きく遅れをとったのではないか」と言います。

問題は、これらを解決すべく処方せんであります。それは今あるものに新しい光を当て、息吹を吹き込むこと、それは行政も県民、市民も一体となって観光産業に取り組むことであり、コリドール構想では鳥海観光の重要性とつながる。いま一つは、来年から始まる団塊世代の退職者、その数およそ700万人、退職金の総額は約80兆円と推定される。日本の国家予算並みであります。この団塊の世代の人口と富を再活用すべく、観光のターゲットはもちろんのこと、世界的な建築家である安藤忠雄氏の設計による秋田杉を使ったリゾート型のセカンドハウスの売り出しは数百軒単位でも完売の自信があると言い切っております。

コリドール構想をきっかけに庄内と秋田の心ある有志の人たちが会社の立ち上げを計画しているというその概略は、庄内から男鹿半島までのあらゆる物産を全国販売する地域総合商社を目指す。同地域から産するものを「北前船」のブランドを冠して新商品を開発する。庄内、秋田の有能な人材育成のため大学に講座を設置する。両地域に農地を確保し「北前船ファーム」をつくり、あわせて農業後継者を育成する。環日本海経済圏のために北東アジア諸国への進出を果たす。そして小口でいいから両地域から株主としての参加者を募り、可能であれば県外のIT企業や航空会社、旅行業者からも出資を募るとしております。北から男鹿市、潟上市、秋田市、由利本荘市、にかほ市、遊佐町、酒田市、庄内町、鶴岡市が構想のエリアとされ、海岸延長約200キロメートル、総人口80万人、特に由利本荘市はその中間地点と位置づけられます。この構想はまだ緒についたばかりですが、うさん臭いと思われるのか、本市も官民挙げて積極的に取り組もうとされるか、その見解を伺うものであります。

4番、障害者自立支援法の施行についてお伺いをいたします。

この4月より本法律が施行になりました。この法律のうたい文句は、これまでの障害者施策、すなわち身体障害・知的障害・精神障害の制度格差を解消し、市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップする。33種類に分かれた施設体系を6つの事業に再編し、あわせて地域生活支援、就労支援を含めた自立支援給付のための事業やサービスを行う。支援の必要度に関する客観的な障害程度区分を6段階とする。審査会の意見聴取など支給決定のプロセスの透明化といった改革は、実質この後10月以降と伺っております。

この4月から実施されたのは、利用者による食費とサービス利用の1割負担と国からの費用負担2分の1ということであります。これらの制度改革によって知的障害施設で

どうしているか実態を伺ってみました。障害者に支給される支援費は年々減少してきており、通所施設40人から60人の場合、これまで月額14万円程度であったものが今回の改正により日額に変わり、程度によりA 5,850円、B 5,570円、C 4,990円ということですから、20日間の利用で月額1人当たりマイナス2万5,000円程度ということになります。このことから施設の運営費はマイナス20%、年間1,400万円程度の減額が予想されます。しかも10月以降、Aでさらに5,150円へ引き下げになると予想されることから、施設運営をどうするか頭を抱えられておられました。加えて、施設利用者は新たに1割負担、月額2万2,000円から3,000円が発生し、サービス利用をためらう方も出てきているということです。月額支給から日額支給となったことも今後影響が出ると予想しておりました。

そこで質問でございます。(1) これらの実態を踏まえ、私は障害者自立支援法ではなく障害者自立破壊法ではないかと思いますが、どう認識しておられるのでしょうか。加えて、自治体として新たな施設運営に対する経済的援助が必要と思いますが、いかがでしょうか。

(2) 障害福祉計画の策定義務化についてであります。厚生労働省は都道府県と市町村に対し、今年度から08年度までの計画策定を求めており、その基本指針も提示したとしております。各自治体は障害者がどれくらいのサービスを求めているか実態を調査した上で計画を立てるわけですが、その計画内容によってそれぞれの自治体の福祉サービスの熱心度が問われると思います。本計画に対する考え方と進捗状況について伺うものであります。

(3) 障害者程度区分についてお伺いをいたします。

この区分は介護認定と似ており、障害程度により6段階になると伺っております。知的障害の方が心配しておられるのは、身体障害者の方より判定結果が低いものになるのではないかとということであり、知的障害者の行動障害やIADL(日常生活の基本動作)などの項目を判定項目に組み入れることや、2次判定の審査会には知的障害の専門家をメンバーとして参加させてほしいとしております。この点についての見解を伺うものであります。

5番、集落営農組織づくりについてお伺いをいたします。

経営所得安定対策等大綱が決定されたことを受け、平成19年度より品目横断的経営安定対策が実施されることはご案内のとおりであります。農地改革以来の農政の大改革が目前に迫ってまいりました。農地改革は地主から小作人への農地の解放でありましたが、今回はその逆で、担い手に農地を集積していこうという戦後農政の大転換であります。今回の改革へのスケジュールは、昨年11月、12月が陣構え、1月から4月までが冬の陣、田植えが終わったちょうど今の時期から盆過ぎまでが夏の陣とされております。私の集落でも、これまで何度となく会合を重ねてまいりました。話し合いのポイントとして政策支援を受けられるのは個別経営で4ヘクタール以上、集落営農で20ヘクタール以上とされております。その際、担い手とされる4ヘクタール以上の方々が集落営農組織から抜けられると、20ヘクタールがクリアできない集落が続出するのではないかとことです。しかも仮に20ヘクタールクリアできたとしても兼業農家だけの集団となり、だれが責任者となるかという大きな問題があります。

そこで集落営農組織立ち上げを多くするには、担い手農家に組織に残っていただく市独自の政策支援が必要と思います。今回の安定対策に乗れない農家は、恐らく再生産が不可能になると思われます。こういう危機的状況に対応するため、当該農家からの持ち出しも含め、担い手への新たな支援を年度を区切ってでも実施すべきと思いますが、いかがでしょうか。

6番、ポジティブリスト対策についてお伺いをいたします。

農薬の使用に関する法律は、農薬の登録など適正使用を定めた農薬取締法と、流通販売面で残留農薬の基準を定めた食品衛生法の2つがあります。平成15年に食品衛生法が改正され、残留基準の定められている約290種類の農薬は現行とするが、それ以外の約500種類の農薬については一律0.01ppmに設定され、去る5月29日より施行されております。基準以上の残留農薬が検出された場合、県や保健所から回収命令が出され、出荷停止や農産物の回収等が求められることとなります。3年前の法改正は、中国産の輸入ハウレンソウの残留農薬問題や、県内でも使用が明らかになった無登録農薬問題などが背景となり打ち出されました。3年間の準備期間があったにもかかわらず、周知不足や現場での混乱が報じられております。

私が一番心配しているのは、大型ヘリコプターによる空中散布であります。水田の中に点在する転作野菜へのドリフト（飛散被害）対策であります。7月下旬から8月中・下旬までの間、アスパラガスやサヤインゲンなどを中心に被害が心配されますが、JAや共済組合などと、どのような対策をとられるつもりかお伺いいたします。

7番、秋田由利牛を地域団体商標登録できないかについてお伺いをいたします。

国内の子牛相場が全般的に高く推移していることは、子牛生産農家にとってはありがたいことでもあります。しかし反面、肥育農家や業者にとっては頭が痛いことも事実であります。昨年の輸入交雑の子牛は2万5,000頭に及んだと報道されております。農水省は和牛の遺伝資源、すなわち精液を知的財産と位置づけ、国際的に保護する取り組みを始めたということは朗報であります。

さて、本市と、にかほ市及び各関係機関が連携をし、秋田由利牛振興協議会が発足し、秋田由利牛のブランド化に立ち上がりました。この4月から商標法が改正され、地域名と商品名を組み合わせた地域団体商標制度が創設されました。これは全国的に知名度がなくても隣接する都道府県で知られる程度であれば認められるとされ、地域ブランドをより適切に保護することで事業者の信用力を維持し、産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援することをねらいとしております。出願者は、事業協同組合やJAなどの法人とされております。条件としては、地名と商品名の密接な関連性。使用による一定程度の周知性の獲得。商標全体として商品の普通名詞でないこととされております。全国から5月8日時点で、食品、農産物を中心に既に381件と爆発的な申請がなされております。この商標登録申請に取り組む考えはないものか伺うものであります。

8番、教育委員会関係に入ります。

(1)教育基本法の改正についてお伺いをいたします。

今国会の会期も残りわずかとなり、終盤国会の最大の焦点の一つに教育基本法の改正問題があります。通告時点では、小泉総理は「国会の会期延長はない」と言っていますから成立するのかもしれないのは流動的でありました。現時点では今国会での成立は無理



と思われます。しかし、今回提出された改正案は、今後の教育行政の柱となるものでありますので質問をいたします。

中央教育審議会が03年3月に改正の必要性について答申したことを受け、丸3年にわたり与党が議論を続けてきた結果としての改正法案の提出でありました。しかし、検討会の議事録は公開されず、どういう審議過程からの改正案なのか国民への説明責任を果たしていないと私は思っております。その上に立って改正の主な理由は、現行法は個人の尊重や権利をうたい、行き過ぎた個人の権利尊重が現在の教育問題の根源であるがゆえの改正と言っているように見えます。

そこで、率直に与党案について教育長の考え方を伺います。今回の改正は、憲法の改正と密接につながっていることは国民等しく理解していると思います。そこで手順の問題として不思議に思うのは、改正案前文には現行法と同様に日本国憲法の精神にのっとり、中は略します、この法律を制定すると、そう書かれてあります。憲法改正には直接国民投票という意思決定が加わります。仮に憲法が改正されたとして、その後新憲法の精神にのっとり必要とあらば教育基本法の改正に着手するのが筋であり、手順と思いますが、いかがお思いでしょうか。

もう1点伺いますが、現行法は補則を含め第11条までと極めてコンパクトでわかりやすい法律だと私は思っております。現行法に問題があるから教育上の問題や社会現象が起きているという考え方に私はくみいたしません。その上に立って、現行法第10条（教育行政）は、「教育は不当な支配に服することなく」は残りましたが、「国民全体に対し責任を負う」云々と2項の「教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として」云々が削除され、改正案では第16条教育行政と第17条教育基本計画、これは条文が長いのでこれも割愛をしますが、それぞれ何度も読み返してみると、現行法は教育は国民これは子供と読み返してもいいでしょう、に、直接責任を負ってみんなで必要な諸条件を整備していこうと読めますが、改正案は法律の定めたとおり国と地方公共団体は役割分担をし、政府が方針と施策と基本計画を定め、地方公共団体もこれに倣って計画を定めるということですから、私には強烈なトップダウン方式の教育が行われる危険性が感じられますが、教育長はどう受けとめられておられるかお伺いするものであります。

（2）番、学校標準運営費策定と事務の統一についてお伺いをいたします。

新市が誕生して1年以上が経過しましたが、学校予算の配分については、おおむね各地域とも旧市町時代と変わっていないと伺っております。合併前にはそれぞれ旧市・町により教育予算の構成率も違っていただいでしょうから、ばらつきがあったのは当然です。しかし、同じ市となると話が違ふこととなります。これまで多いところはこのままで、少ないところは多いところに見習ってと思うのも人情ですが、公平を期す意味はもちろんのこと、義務教育における保護者負担等を念頭に早急に学校標準運営費を策定すべきと思いますが、いかがでしょうか。加えて、子供たちの転出入や要保護・準要保護等の事務、あるいは備品購入の仕方など、統一すべきものは統一してしかるべきと思いますが、いかがでしょうか。

（3）番、複式学級への加配についてお伺いをいたします。

本市にあって児童数の減少により複式学級を実施しているのは、北内越小学校と直根

小学校の2校であることはご案内のとおりであります。複式で授業を受ける子供の立場、授業する教師、そして保護者や地域の皆様や教育委員会も、複式学級や授業に一切問題なしと思っているのであればこの質問は成立しません。しかし、私はそうでないと思います。問題を列挙する時間がもうありませんので割愛をしますが、大仙市、横手市、湯沢市では市費による臨時講師や非常勤講師を雇用しております。さすが学校教育の達人佐々田教育長と言われるような前向きな答弁を期待をいたします。

(4)番、通学の安全についてお伺いいたします。

私から申し上げるまでもなく、全国的に登下校をねらった児童生徒への殺傷事件が後を絶ちません。藤里町の事件は、ついに秋田県でも起こったのかという、まことに残念な気持ちでございます。県教委や各地教委でもその対策に全力を挙げておることは承知いたしております。私たちフォーラム輝でも去る3月、ほかの団体と共催で大ノ道公民館で地域の皆様と子供たちの安全をどう守っていくか集会を開きました。その関心の高さに驚きました。県の安全・安心まちづくり活動支援助成金の活用はもちろんのことですが、市教委としての対策についてお伺いをいたします。

加えて、家並みの散在している地域は、もうバス通学に切りかえるより手だてはないものと思います。現に学校の判断により、通学路4キロメートル未満であってもバス通学しか認めない小学校も存在をします。保護者からは、バス運賃への助成について強い要望が出ています。この点についての配慮ができないものかという点についてもお伺いをいたします。

教育長からは「予算さえあればすべてできます」と言われそうですが、子供たちの教育環境や命を守るため、何とか市長を説得し、補正予算を獲得してください。私も応援します。

以上をもって私の一般質問を終わりますが、年々厳しさを増す財政状況の中で100億円近い巨大プロジェクトが実施されております。その裏で市民や子供たちの日常生活へのサービスが後退していくのでないかとの危惧の念も伝わってまいります。バランスを考えた市政運営をお願いし、私の質問を終わります。

議長(井島市太郎君) 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長(柳田弘君)登壇】

市長(柳田弘君) それでは、本間明議員のご質問にお答えいたします。

初めに、地方交付税の見直しについて、その1、政府案について、その2、地方六団体案についてでございますが、関連がございますので一括してお答えをいたします。

地方交付税の見直しにつきましては、去る5月10日に開催された経済財政諮問会議において、総務大臣から、総務大臣主催による地方分権21世紀ビジョン懇談会の中間報告を土台とした分権改革工程表の中で、新型交付税制度の創設として提出されております。

この新型交付税制度は、ご質問のとおり、地方交付税の一部を人口、面積を基本として配分するもので、1人当たりの平均的歳入を保障する意味合いをもち、財源保障の抑制を図るものととらえております。つまり交付税が削減しやすくなるという懸念を抱くものであります。

これに対し、全国市長会を初めとする地方六団体では、新地方構想検討委員会の中間報告の提言を受けて、「地方分権の推進に関する意見」を取りまとめております。

この意見には、地方財政自立のための7つの提言が盛り込まれ、その中で地方交付税制度については、地方交付税が国から与えられるものではなく、小泉首相も明言するように「地方固有の財源」であり、「みずからの財源を自治体間で融通しあうことにより、すべての自治体が国に依存せずに、住民に対して一定水準の行政サービスを提供できるようにすべきものである」としております。

この考え方から、地方交付税を国の一般会計を通さずに特別会計の地方共有税に改め、平成18年度で8兆7,000億円にのぼる現在の財源不足を解消するため法定率の引き上げを行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更を行うなど、財源保障の拡充を図るものととらえております。

地方交付税の見直しは、国と地方の担うべき業務に関する議論を十分に行った上で、必要な財源を地方に移譲するものでなければならぬものであります。

地方六団体では去る6月7日に政府と国会に対し、7月に閣議決定する骨太方針2006に反映させることを目指し、「削減ありきの交付税見直しの断固阻止」を旗印に、地方共有税の創設や、国と地方の代表者が地方にかかわる政策を協議する地方行財政会議の設置など7項目にわたり、地方自治法に基づく意見書を提出いたしました。

今後も引き続き、地方において安定的な財政運営に必要な地方交付税制度の早期実現を強く求めてまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

次に、交付税算入についてであります。新型交付税制度においては、人口、面積による配分割合を段階的に拡大するとされております。合併特例債を初め交付税の合併算定替え等の合併市町村に対するメリットに影響が及ぶことを危惧いたしております。

市町村合併が進んだことは、合併特例法を初めとする各種制度の整備によるものであり、その中でも合併特例債が大きな要因となったと認識いたしております。

本市におきましても、総合発展計画の実現に向けて、合併特例債等の有効活用を図ることとしており、そのメリットが有名無実化することのないよう要望してまいりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

次に、2番の道州制についてお答えいたします。

道州制につきましては、地方制度調査会が調査を進め、本年2月に、政府に対し「道州制の導入が適当」とする答申をしておりますが、導入の判断に際して国民的議論を深めるための方策について指摘しております。

このことから政府は、道州制に対する広報活動の一環として総務省のホームページに専用サイトを開設したほか、今月4日には福岡市でタウンミーティングを開催しております。

ご質問の県の地域振興局が主催したタウンミーティングは5月16日に由利地域振興局で開催され、市からは企画調整部長が出席いたしております。

会議では、「市町村合併の成果が定まらないうちの道州制議論は時期尚早」との意見や、「北東北3県の連携に加え、山形県との連携強化を進めるべきである」との意見があったとの報告を受けておりますが、道州制の意義である「国と基礎自治体の間に位置する広域自治体のあり方を抜本的に改革し、効率的な政府と真の地方分権を実現すること」とは意を同じにするものであります。

しかし、税体系を初め財政制度など、この答申では見えにくいところがあるほか、国

民の議論や国と地方の議論が不十分であることは否めませんので、これらの点について検討、議論を早期に深めてもらう必要があると認識いたしております。

次に、3番の北前船コリドール構想についてお答えいたします。

去る5月16日に秋田市で開催されました「北前船コリドール経済・文化フォーラム」には、建築家の安藤忠雄東大特別荣誉教授を初め伊藤元重東大大学院教授など、各分野で活躍されている著名な方々がパネリストとして出席されておりました。

パネルディスカッションでは異口同音に「秋田から庄内にかけては歴史的・文化的にも同一圏域とみなすことができる。圏域80万人の人々が知恵を出し合い相互連携し、情報発信すれば、全国的にも特色ある経済・文化・生活圏ができる」との指摘があり、この地域の可能性を再認識したところであります。

最後には、秋田、山形で開催された2回のフォーラムを受けての有志による株式会社「北前船」立ち上げの提言がありましたが、今後の進展により北前船コリドール構想が具現化されることを期待しているところであります。

次に、4番の障害者自立支援法の施行について、その1、施設運営に経済的援助ができないかについてお答えいたします。

障害者の福祉につきましては、この4月より障害者自立支援法が施行され、身体・知的・精神の障害にかかわらず、利用者本位で公平にサービスが利用できるよう仕組みの一元化や、利用者負担が原則1割となりましたが、さらに10月以降には、施設や事業の体系が見直されるなど新たな制度として施行されることになっております。

また、在宅か施設かといった区分を取り払い、日中活動の場と居住支援の場を分離した形のサービス体系とし、障害者の自立訓練や就労移行支援などにより地域生活への移行に結びつくよう仕組みが構築され、すべての人が安心して暮らせる地域社会を目指している制度と考えております。

障害者施設の運営について、新制度では、施設支援費の単価が下がっていることや、支給方法が月額から日額へと変更されたことにより、施設運営に影響があるものと思われませんが、施設等の利用については、一時的に定員数を超えて利用させることができるなど柔軟な対応となっており、経営の一助となるものと考えております。

施設に対する支援については、現在、社会福祉法人の施設に対し、施設建設に係る借入償還金の助成をいたしております。

また、施設運営については、新制度においても国の基準による施設支援費の支給を考えておりますが、今後の国の動向や施設の経営状況を見守ってまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

次に、(2)の障害福祉計画の策定義務化についてであります。障害者自立支援法による障害福祉計画は、平成18年度から20年度までを第1期計画とするものであり、県においては、事業所、施設に対して新体系への移行調査を実施しております。

また、市においても障害者等へのアンケート調査を実施し、県の移行調査の結果とあわせ障害者計画に反映させるとともに、由利本荘市総合発展計画における「健やかさとやさしさあふれる健康福祉のまちづくり」の実現を目指すため、実効性のあるサービスの数値目標を盛り込みながら、今年度中に策定すべく現在準備を進めているところであります。

次に、(3)の障害者程度区分についてであります。10月からサービスの一部が6段階の障害程度区分となりますが、判定につきましては、認定調査員が79の要介護認定調査項目、また、27の行動障害及び日常生活関連動作の項目、合わせて106項目による1次判定を行い支給決定をいたします。

なお、介護給付につきましては、この1次判定と医師の意見書等を参考に審査会において2次判定がなされ、障害程度の区分が決定されることとなっております。

この審査会の委員には、身体・知的・精神障害それぞれの専門の知識を有する方、医師等を予定しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、大きい5番の集落営農組織づくりについてであります。

平成19年産米から始まる品目横断的経営安定対策の実施に向け、その加入要件である4ヘクタール以上の認定農業者及び20ヘクタール以上の集落営農組織の育成確保は、今まさに正念場を迎えていることはご質問のとおりであります。

本市といたしましても、担い手育成総合支援窓口を各総合支所産業課に設置するなど、中小規模農家も含めて国の定める担い手となれる集落営農の組織化を担い手育成の柱として重点的に進めてきております。

今後、規模拡大を志向する農家にとっては、農地の分散解消と集団化は経営の効率化に欠かせないものであり、集落営農組織へ参加することで経営の効率化が図られるほか、集落内の農作業を将来的に受託できるなどメリットも大きくなるものと思います。

担い手農家への市独自の支援策については、集落営農の取り組み方や集落内の事情が一律でないことから、認定農業者を対象とした支援が認定農業者に責任や作業が集中することも懸念されますので、今後、国・県の支援策を見きわめながら集落営農組織の立ち上げに向けた支援に努めてまいりますので、よろしくご理解ください。

次に、6、ポジティブリスト対策についてお答えします。

農薬の使用に関しては、平成15年に食品衛生法が改正され、本年5月より施行されたことにより、作物ごとに残留基準が定められた799種類の農薬以外については、一律0.01ppm以内のポジティブリストが設定されたものであります。

現在、大型ヘリで使用している農薬は大きく分けて2種類であり、その一つは、カメムシに対する薬剤として使用されるスタークルであり、この薬剤は、野菜等に残留基準があるため最大5ppmまでの残留が許容されていることから、ドリフト(飛散)による残留農薬検出の危険性は少ないものと思われま。

もう一方では、イモチ病に対する薬剤として一般的に使用されているラブサイト剤があります。この薬剤は、野菜に残留基準がないため一律0.01ppm以内の残留基準となり、特にアスパラガス、サヤインゲンなどの露地野菜については7月から8月の出荷が多数見込まれることから、航空防除の除外区を設定するなどの対策を講じております。

現在、大型ヘリ等での空中散布は縮小の傾向にあり、本荘支部が来年度から、また、その他の支部におきましても無人ヘリや地上防除に切りかえを検討中であり、ポジティブリストに対応した危被害防止に万全の対応をとり防除作業を実施してまいります。

次に、7番の秋田由利牛を地域団体商標登録できないかについてお答えします。

秋田由利牛の主産地としての地位を確立するため、平成18年2月に各関係機関と連携を図り、秋田由利牛振興協議会を設立したことはご案内のとおりであります。

本設立総会において、秋田由利牛のブランド化への取り組みとして銘柄の保護の必要性から商標登録出願が検討されたところでありますが、ご質問のとおり、この4月から商標法が改正になり、これまでは地域名を冠し商標登録できるケースは全国的な知名度があり、ほかの類似商標とはっきり区別できるなど条件が限られていましたが、地域ブランドの保護・促進などを目的に緩和されたものであります。

これを契機に秋田由利牛のブランド促進のためには地域団体商標登録の出願が急務であることから、秋田由利牛振興協議会とJA秋田しんせいが連携し、本年の早い時期に出願申請する方向で検討しております。

なお、出願者は、農協等の法人格を有す団体という条件があることから、JA秋田しんせいになる予定であります。

今後とも秋田由利牛の産地化・ブランド化の推進には積極的に取り組んでまいります。

次に、8番の教育委員会関係でございますが、これは教育長がお答えいたします。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

教育長（佐々田亨三君） 本間明議員の教育委員会関係のご質問にお答えいたします。

8の教育委員会関係、（1）教育基本法の改正についてであります。ご案内のように現行の教育基本法が制定されて既に半世紀がたちました。その間、急激な都市化や地方における少子高齢化の進展など、教育を取り巻く環境は大きく変わってまいりました。また、不登校やモラルの低下、そして学ぶ意欲の低下などの諸問題が山積し、特に近年におきましては胸が痛むような深刻な事案が発生している社会状況であります。

このような中で、教育基本法改正の動きは、まさに教育の根本的な議論が求められている流れの中にあるものと受けとめているところでございます。

これらの法律については、かつて平成13年7月に社会教育法の一部を改正するなど、現代の課題から国民生活等を考慮した改正であり、手順につきましてはスムーズに行われたものとしたしております。

また、政策決定や遂行等のトップダウンに関しましては、いわゆる国と地方公共団体の役割分担、地方に権限を委譲していこうとする基本的な考え方があるものと認識いたしているところでございますが、国会で審議中のことでもありますので、その経緯を見守っていききたいものと存じます。

いずれにいたしましても、教育委員会といたしましては、本市学校教育や生涯学習の方向性を示す「由利本荘市の教育」、「生涯学習推進・社会教育中期計画」等を策定し、地域に根ざした特色ある教育活動が展開できるよう努力し、今後も国の動向について十分把握しながら本市教育の一層の充実を図ってまいりたいと存じます。

次に、（2）の学校標準運営費策定と事務の統一についてでございますが、公費で措置すべき小中学校運営に要する年間必要額を明らかにしながら、これに基づいて予算措置を講じることは、学校運営の適正化と保護者負担の軽減を図る上で重要であると認識しております。

本市では合併2年目を迎え、これまでのそれぞれの地域における歴史的経緯や学校・地域の実情が異なることを考慮しながらも、同じ市で学ぶ児童生徒に対して等しく教育

条件を整備していくという基本的な考え方に立ち、新市になってからは遠距離通学助成、修学旅行や各種大会にかかわる選手派遣費の補助、PTA安全互助会補助、自転車ヘルメット購入補助等を統一し、保護者負担の均衡に努めてまいりました。また、要保護・準要保護等の認定についても、学校教育法に基づいて統一した事務を執行しているところでございます。

しかしながら、まだまだ検討の余地があると認識しておりますので、今後、需用費や備品購入費を含め予算配分については他市の例を参考にしながら、そのあり方を研究してまいりたいと存じます。

次に、(3)の複式学級解消のための加配についてにお答えいたします。

本年度、児童数の減少により北内越小と直根小の2校において2年生と3年生が一つの学級で学習する、いわゆる複式学級での授業が行われております。それぞれの学校とも、昨年度からカリキュラムの編成や小規模校における校務分担についての研究を重ねながら、効果的な運用のあり方を検討し推進してまいってきたところでございます。

また、複式学級の担任だけに負担を負わせるのではなく、教頭が授業を受け持ったり、複数学年合同での授業を行ったりしながら、学校全体で取り組んでいる状況であります。それによりまして異学年との交流も活発になり、子供たちは意欲的に学習に取り組んでいる様子であります。

しかしながら、今後、本市では少子化による児童数の減少で複式学級がふえていくことが予想されます。今後の学校の学級数の推移を見据えながら、国の教員の配置基準の見直しについても関係機関に要望するとともに、他市の状況を参考にし、市費による講師・非常勤講師の加配についても検討してまいります。

次に、(4)通学の安全についてお答えいたします。

ご案内のように、ここ数年連続して児童生徒が登下校の途中に事件・事故に巻き込まれ、命の危険にさらされる痛ましい事案が多発しております。

本市のバス通学の利用状況を申し上げますと、原則として小学生は4キロメートル、中学生は6キロメートル以上の通学距離を基準にして運用されております。

本市に限らず我が国の普通教育においては、児童生徒のバス送迎はとられておらず、バスの停留所や集合場所までは徒歩で通学しなければならない状況となっております。

また、市域の広大さと地形の複雑さを考えますと、家並みの散在する地域の全員をバス通学に切りかえても最後には1人になるなど、子供の十分な安全確保は難しいものと思われまます。

現状では、地域の安全・安心は、「地域・学校・みんなの手・目・気配りで」を旗印に、今後も地域全員が一丸となって大切な幼い命を見守るという行動を地道に積み重ねていくことが、凶悪な事件を未然に防ぐ何よりも有効な手段と考えておるところでございます。

したがいまして、各界・各層の方々に、全地域で展開されている安全を確保するための活動にさらにご協力をいただき、由利本荘市全域にわたって安心・安全で住みやすい全国に誇れる郷土を実現するためにも、議員各位におかれましてもご協力とご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 12番本間明君、再質問ありませんか。12番本間明君。

12番（本間明君） 私の手元の時計で残り5分ぐらいだと承知しておりますが、そういう感じでよろしいですか。

それで、まず第1点は、4番の障害者自立支援法に關係して市長からご答弁をいただきました。その答弁の中で、施設にあって定員以上を一時的に預かることもできるので、経営の、幾らか中身として好転する要素もある、こういうような答弁だったように聞きましたけれども、私も質問の中で申し上げましたが、この4月から要するに障害をもってこれまで、しかも何日行こうとも月単位での支援費をいただいていたものが、国から日額でくるということについては当然お話ししたとおりです。で、その際、食事のお金と、それから1割の負担が通所者から徴収されるものですから、これまで通っていた皆さん方で通所をためらう人が現実に出てきているということです。それは経済的な理由、いろんな家庭、状況があるんでしょうから、その中にあって一時的にこう何かいかにも通所者がふえるかのような印象を私関係者の方から伺ってもそういう話はありませんでしたので、その辺含めてですね、実際市から1施設については確か1年間380万円の施設の償還金をいただいています。その上に立っても、こういう改悪の中で非常に厳しいので、答弁では、まず経営をこれから、その状況を見てまいりたいというふうな答弁でしたけれども、何とかひとつ前向きに状況をつぶさに見ていただきながら、私が申し上げましたようにできる限りの経済的な支援をしていただけるのかどうかという点を第1点お伺いをいたします。

それから集落営農の關係の5番ですが、これは、きょう午前中、佐藤賢一議員から「認定農業者で4ヘクタール満たない人でも面積要件を少し緩和をしながら、その担い手と認めるように」という質問がありましたけれども、私は要するに個人で4ヘクタール以上で支援を受ける人は、正直言って集落営農にはかかわりたくないのです、面倒くさいから。出るんです、正直言って。となれば、集落営農が維持できないというか面積要件がクリアできなくなるので、何とかそういう皆さん方、やっぱり大きい面積、所有者の方は專業の方が多いのですから、集落全体のことも面倒みていただくために政策的にその方にその集落の皆さん方の持ち出しも当然必要ですけれども、市で、由利本荘市として何とかひとつ具体的な中身を提示をしながら集落営農を育てていかないと、政策支援は受けられなくなりますから、担い手の皆さん方はいいのですよ、受けられますから、4ヘクタール以上の人は。ですから、私はそういう意味でのものを具体的に市で出していかないと、壊滅的な影響を受けるのではないかという思いでの質問でしたので、その点ひとつお願いをします。

あと時間がないと思いますが、教育長にお伺いしますが、答弁の中で基本法の關係ですけれども、どうも答弁の中で平成13年7月に社会教育法が改正をされて、ちょちょちょとって、ですから手順については大変スムーズだと思いますというふうな答弁に聞こえました。それは社会教育法の改正の手順がスムーズなのか、今の私は教育基本法の改定の手順というのは、前に質問で申し上げましたように、憲法にのっとった教育基本法ですよとっているものを、改正がこの先どれぐらいかかるかは別にしても、憲法をもし変えた際に教育基本法を変えていくというのが手順であって、なぜ憲法が一切まだ手がかからないうちに教育基本法を先に改正しようなどという話は全く手順が私は



違ってきますという質問で教育長はどうお考えなのかということをお伺いしたわけで、社会教育法の際には大変スムーズでしたということでは私納得できませんので、その辺、教育長がどうお考えなのかというふうなことをお伺いをします。

あとは、恐らくもう時間がないので、以上再質問とします。よろしくお願いいたします。  
議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 障害者のこの経済的支援の問題でございますが、これは本市だけでなく全国的にこうした問題が出てくると思います。でも、経済支援はやはり人情としては差し上げたい。また、他の動向も見きわめながら対応してまいりたいなど、こういうふうに思っています。

それから、集落営農のことでございますが、本間さんおっしゃるとおりだと思います。これも全国的に平成19年に行われるわけでありますので、さまざまなケースが出てきます。20ヘクタールというようなことの中に入りたい人、入れたくない人、そうしたことに對した場合に当然ですね、特例法の特例的な、そういうふうな運用の仕方などもこれから出てくることだと思います。来年度、1年で終わるものでなくて来年度から始まることでありますので、いい方法というか方向をやっぱり由利本荘市としては見出さなきゃならないし、恐らく全国的にそういう傾向が出てくると思います。ですから、それらについてもこれから農家の皆さん方とよく協議をしながら、心配しないでやれることを私は望んでいきたいし、そういうことでご理解ください。

以上であります。

議長（井島市太郎君） 佐々田教育長。

教育長（佐々田亨三君） 本間議員の再質問にお答えいたします。

本間議員の質問の趣旨につきましては、再質問での要旨でありますので復唱はいたしません、いわゆる憲法と教育基本法との関係、それから私どもにとりましては教育基本法と13年の社会教育法との関係。本間議員の質問の趣旨は、いわゆる日本国憲法にのっとりというのが教育基本法にもありますし、日本国憲法の精神にのっとりですね。それから社会教育法の改正のときも、それから社会教育法の趣旨のところにも、いわゆる教育基本法にのっとりというのが明言されておりますので、そうした手順、手続きからいうと、憲法改正しなければ教育基本法をいじられないのだと、あるいは議論されないのだという論理も、それからそれと同じように教育基本法を変えなければ社会教育法を議論されないのだというように考えられないのではないかなということからお答えしたところでございました。お答えにはそういう何か宣言のようなのをこうつくって見たわけなんです、そうした意図でございますので、ご理解いただければありがたいというふうに思っております。

議長（井島市太郎君） 12番本間明君、再々質問ありませんか。12番本間明君。

12番（本間明君） よろしいですか、2分。

それで教育長、要するに手順の問題ですけれども、社会教育法改正の際には教育基本法にのっとりという部分があって、教育基本法には手をつけないうちに社会教育法は改正した経緯があるので、今回も同じように思うというのが教育長の見解ですが、しかし、これはですよ、憲法というのはもう国の...そのある意味でそういう改正の動きなり何なりというものが一切ないという状況の中で、あえて教育基本法にやっぱり手をつけない

ればいけないとかという重大な問題があれば、それも認識、私先ほど申し上げました。いろいろな社会情勢がある中で、いろいろなものが教育基本法を変えないであのままだからいろいろな問題が起きるなんていう話には、どなたか真面目に考えていらっしゃるんでしょうけれども、私はそうは思いません。だから、そういう上に立って、憲法を変えるというやっぱり動きがある中で、議論としてはそちらがどうしても私はそれにのっとった、どっちも、社会教育法がだめな法律だと私は言いませんけれども、国民生活の中で考える場合には、やっぱりおのずと法律には軽い重いが私はあると思うものですから、やっぱりこの際、これはここでの議論じゃなくて国会の議論なわけなんですけど私はそう思うもんですから、教育長さん、その辺どうしても答弁したとおり私はそう思って教育基本法はいつでも改正した方がいいとそうお思いになっているのか、再々質問させていただきます。

議長（井島市太郎君） 佐々田教育長。

教育長（佐々田亨三君） 再々質問にお答えいたしますが、社会教育法のとくに、いわゆる教育基本法は今提示、提案されている家庭教育の問題につきまして、社会教育法もいわゆる教育基本法にはない部門のそうした項目を入れてまいりました。そういう経緯などを私は勘案したところでございましたが、ご指摘されているように憲法はいわゆる最高法規でございますので、そうした面とは若干違うと思えますけれども、いわゆる一連の法体系からすれば、議員の質問の趣旨からすると、そうした解釈も成り立つのではないかなと思ひ、答弁にしたためたところでございます。

議長（井島市太郎君） 以上で、12番本間明君の一般質問を終了します。

この際、2時30分まで休憩いたします。

午後 2時16分 休 憩

午後 2時32分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。6番佐藤竹夫君の発言を許します。6番佐藤竹夫君。

【6番（佐藤竹夫君）登壇】

6番（佐藤竹夫君） 研政会所属の佐藤竹夫でございます。

質問させていただく前に、一市民として市長初め担当職員の方々に敬意と感謝を申し上げます。

平成17年3月22日、住民の期待と不安が錯綜する中で新市由利本荘市が誕生し、1年3カ月になろうとしております。この間、平成17年4月17日に執行された市長選挙において、初代市長に柳田市長が当選され、「豊かで清新な活力に満ちあふれるまちづくり」「共生、協働、創造」を市政推進の基本理念に、旧市・町8つの力を結集して「躍動のまち」をつくりあげることが所信表明され柳田市政がスタートいたしました。

合併協議会等で議論され、もっとも懸念されたのが、合併により行政サービスが低下するのではないかと、特に除雪・排雪の件でありました。柳田市政にとって試練ともいえる平成18年は豪雪に見舞われましたが、早期に対策本部を設置するなどの確な判断によって大きな被害を受けることもなく対応できたことに対し、柳田市長初め担当職員の方々に敬意と感謝を申し上げます。

さて、柳田市政は1年3カ月より経過しておりませんが、合併効果、あるいは反省点、今後の取り組みについて、さきに通告いたしております大項目3点について質問させていただきます。一部、本間明議員の質問と重複する部分があるかと存じますが、ご了承をいただきたいと存じます。

最初に、大項目1の行財政改革の推進についてであります。

大都市、大企業間においては景気の回復が言われておりますが、当地域においてはまだ先行き不透明の状態であり、市税等自主財源の確保には大変苦慮されておられると思います。行政サービスの広域化、広域的地域整備、少子高齢化社会の進展に伴う福祉サービスの充実など課題が山積しております。また、効率的な行財政運営が強く求められており、市長が所信表明されております新市まちづくり計画を推進するためには、自主財源の確保は絶対不可欠であると思います。

そこで、(1)重要施策と財源の見通しについてお尋ねいたします。

自主財源と地方交付税の確保について。

イ、税収の確保についてであります。

厳しい経済状況と限られた人員での業務であります。17年度の収納状況についてお伺いいたします。

また、18年4月1日に組織の改編で総務部に収納課が新設されましたが、効果をどのように発揮されるのか、そして職員の意識はどう受けとめておられるのかお伺いいたします。

ロ、18年度地方交付税の確保についてお伺いいたします。

普通交付税の17年度分については大幅な増となっておりますが、主な理由として秋田県からの事務移譲による生活保護事務等に関するものと思料されますが、18年度に当たっては当初見込みどおり確保できるのかお伺いいたします。

新聞報道等で新型交付税の交付基準の見直しが提言されており、人口と面積を基準にした算定方法が適用の場合は不利益が生じるものと想定されますし、また、政府の経済財政諮問会議では、地方交付税の法定率の引き下げや国から地方への補助金の削減が議論されており、本市の事業計画への影響を懸念するものであります。市長はどのように受けとめておられるのかお伺いいたします。

合併特例債等の有効活用についてであります。

合併による地域の一体感を生み出す事業を展開するためには、合併特例債の有効活用という、あめの部分が強く記憶されております。平成17年第3回定例会の佐藤勇議員の一般質問に「合併特例債等は、その適債要件に係るハードルが高いことから市単独事業の整理・縮小が余儀なくされ、真に緊急かつ必要な事業に限定せざるを得ない状況にある。」と市長答弁がなされております。

平成18年度市債の当初申請予定額は83億8,390万円ですが、平成18年度合併特例債許可申請を予定されている事業の件数と額についてお尋ねいたします。

合併特例債等の活用期間は10年度間に限るものであり、事業費等内容によっては期間内に遂行できない事業も発生すると思料されることから、随時計画の見直しが必要であると思います。合併特例債にかかわる基金の積み立てをどのように計画されておられるのかお伺いいたします。

(2) 中長期的事業計画についてお伺いいたします。

今、本市では、本荘中央地区土地区画整理事業、都市計画道路由利橋の架け替え事業、公共下水道整備事業、ケーブルテレビ施設整備事業、学校整備事業、水林総合運動公園整備事業等々、重要かつ大型事業が施行されており、財政的にも大変な負担を抱えておることは十分に認識しておりますが、将来にわたってまちづくり計画には欠くことのできない課題であり、どのように考えておられるのかお伺いするものです。

道路整備の促進についてであります。

合併により人口9万1,278人、面積1,209平方キロメートルの県内最大の面積を有する由利本荘市が誕生いたしました。行政の原点は、住民一人一人に対する平等な行政サービスであると思っております。

冒頭で申し上げましたように、柳田市長は旧1市7町の8つの力を結集して「躍動のまち」をつくりあげると言っておられます。また、新市まちづくり計画や過疎地域自立促進計画の基本方針の一つに、「心触れ合う情報と交流のまちづくり」をうたっておられます。「市民生活や産業活動に密接にかかわる市道の整備を推進するとともに、関係機関の協力を得ながら地域間を結ぶ幹線道路及び外環状道路の計画的な整備に努める。」とあります。8つの地域が有する特性や伝統、そして文化が共生し融合しながら、それぞれの地域核が有機的につながりあって初めてバランスの取れたまちづくりができるのではないのでしょうか。人、物、文化の交流、情報の交換等々が地域発展の上で重要であると考えます。

また、山間地間の防災・防犯対策上からも道路は大きな役割を担っております。長年、旧町村議会等からも要望が出されておりました、県道仁賀保矢島館合線は現在改良工事が進められておりますが、未完成のために冬期間閉鎖されており早期の完成が待たれるところであります。県道仁賀保矢島館合線の整備によって環状道路の役割も果たすものと考えられますが、この先の整備方針についてお尋ねいたします。

新山線及び砂子下田尻線の早期整備についてお伺いいたします。

市道石脇通線の渋滞緩和を図るため、現在、新町交差点改良工事が行われており、一日も早い完成が待たれるところであります。また、通学時の交通事故防止を目的とした自転車歩行者専用道路の整備が進められており、早期の開通をお願いするものであります。

石脇地内にはTDK関連企業のほかに自動車販売店、大型店イオン、高校・中学校・小学校の3校、保育園3施設、市営住宅を初めとする商業・工業・学校・住宅が集合しており、また、国道7号が縦断している地域でもあります。この地域に大型バス、大型トラック等が通行できる道路は石脇通線よりありません。災害発生時には機能を果たすことはできないと想定されます。道路整備に対する要望等はますます増加するものと思われませんが、新山線及び砂子下田尻線の整備促進について市長はどのように考えておられるのかお伺いいたします。

旧国立療養所秋田病院跡地の有効活用についてお伺いいたします。

取得面積12万8,626平方メートル、取得価格8億1,086万2,566円という広大な土地であります。取得時の構想には、スポーツゾーン、福祉ゾーン、防災ゾーンの3つのゾーンが想定されておるようではありますが、老人の健康維持、老若男女だれでも憩える

公園広場、あるいは老朽化した市民体育館の建てかえ地としての活用など考えられますが、市長の構想をお伺いいたします。

(3) 組織の活性化と人材の育成強化についてであります。

本庁と総合支所間の人事交流についてお伺いいたします。

合併後2度目の人事異動で相当数の発令がありました。本庁内での異動、あるいは総合支所内での異動、そして昇格等による異動が多かったように感じております。由利本荘市の創成期に当たって一番大切な事は、旧市・町職員という意識を取り払い、全職員が一体感を持って柳田市政が推進する新市まちづくりのため全力で邁進すべき重要な期間であると思っております。

職員の意識改革と意識高揚のため積極的な人事交流が必要であり、市長には十分認識の上で発令されたものと思いますが、本庁から総合支所へ、総合支所から本庁へ異動となった人員は何名であったのか、また、異動対象者の何%であったのかお尋ねいたします。

専門的・高度知識を有する職員の育成についてお伺いいたします。

地方分権の促進に伴って委任事務の増加とともに内容も複雑化しており、また市民ニーズも多様化・高度化しております。特殊な事業、高度な事務事業を安易に外部委託することによって事業費の増加が懸念されます。これらの事務事業に的確に対応できる専門的・高度な知識・技術を有する職員の育成、確保は緊急の課題と思われませんが、市長の考えをお伺いいたします。

職員提案に対する表彰制度の制定についてであります。

市長のリーダーシップのもとに新市まちづくり行財政改革が進められておることは十分に承知いたしております。さきに由利本荘市行政改革大綱が策定され、常に検証を行い、随時見直しを図りながら行政サービスの向上と効率的行財政改革運営に努めるとうたっております。行政改革の重点事項14項目の実施に職員一人一人が積極的に参画し、提言し、行政改革に取り組んでいただきたいと思っております。個人、グループ、課(係)等から積極的な改革に係るテーマの提言を受け、優秀な提言に対し表彰を行うものでありますが、市長の考えをお伺いいたします。

大項目2、安全・安心なまちづくりについてお伺いいたします。

本市は、山・川・海の自然環境に恵まれた地域であると自負しておりますが、反面、火山噴火や津波などの災害と背中合わせしておるのも事実であります。市民の思いは「安全に安心して暮らせるまち」であり、人災・天災を問わず災害に対する関心は非常に高いものがあります。

先般、由利本荘市防災会議で一般災害対策編、震災対策編、資料編からなる膨大で詳細な由利本荘市地域防災計画が策定されました。この綿密に計画された内容について、住民にどのような方法で周知徹底を図るかが課題であると思っております。

そこで、(1) 地域防災計画の周知徹底についてお伺いいたします。

ハザードマップの全戸配付と防災訓練についてであります。

防災計画の要旨を抜粋したハザードマップを全戸配付する予定があるのかないのかお伺いいたします。

イの警報システムの確立についてであります。現在設置されております警報設備で

十分対応できると考えておられるのかお伺いいたします。

口の広報活動と防災訓練の実施についてであります。

災害時には迅速かつ的確な対応が不可欠であります。行政だけですべての対応は不可能と想定されます。地域住民を対象にした日常の啓蒙活動と防災訓練が必要と考えられますが、どう推進していくのかお伺いいたします。

高齢者・障害者・独居者の支援体制についてであります。

高齢者・障害者・独居者の世帯が増加しておりますが、これらの方々には日ごろ町内会活動に参加の機会も少なく、近隣の人々とも交流が少ないという現状を大変懸念しております。不幸にして災害の発生時には、一番身近にいる近隣の住民の支援が大きな役割を果たすのではないのでしょうか。このような事態を想定し、支援体制を整備しておく必要から町内会等で独自に名簿の作成が考えられますが、氏名・性別・生年月日・家族状況など内容によっては個人情報保護条例に抵触するおそれもあります。自治会等で名簿を作成する場合に行政の協力が可能かどうかお伺いいたします。

イ、自治会との連携とリーダーの育成についてお尋ねいたします。

防災訓練の開催、情報の交換、支援体制の確立など、自治会と行政は一体となった協力体制が重要であると思っております。一自治会に複数のリーダーを配置し、育成する必要性についてお伺いいたします。

ロ、除排雪等の支援強化についてであります。

本市の除排雪事業は冬期間の一大事業であり、高齢者にとっては肉体的にも精神的にも大変な苦痛であります。地域のボランティア活動にも限度が生じており、屋根の雪おろし作業等について基準を引き下げ補助額を増額できないかお伺いいたします。

(2) 防犯対策についてお伺いいたします。

児童生徒の安全対策についてであります。

毎日のように乳幼児、児童生徒が被害者となる悲惨な心痛む事件が発生しております。県内においても小学生が犠牲となる事件が連続して発生し、隣人の子供を手にかける想像を絶する事件で、保護者、子供たち、学校当局、そして地域住民の心理的負担は大変なものであると思われま。

昨年一年間に乳幼児と小学生が被害者となった刑法犯罪は、全国で3万5,000件に達したと報道されております。

核家族化に伴う留守家庭も多く、登下校時の巡回にも参加できない事例も発生しておりますことから、地域PTAと地域社会が一体となった支援が望まれます。子供たちと密着しておる地域社会・町内会・住民を主体として巡回を強化することが有効ではないかと思われま。

最後に、大項目3、教育現場と地域社会の連携について、不登校といじめ対策についてお伺いいたします。

平成18年4月14日付、秋田さきがけの社説欄の記述によれば、秋田県が実施した保護者と小・中・高生の37%がいじめを受けた経験があると答えております。子供たちの受けとめるいじめの範囲も暴力、悪口、無視等々まちまちのようですが、学校当局で把握されておられる、いじめ件数と不登校の生徒数についてお伺いいたします。

不登校の認定については教育委員会で基準を定めておられると思いますが、その基準はどのようになっておるのでしょうか、お伺いいたすものであります。

不登校の原因は、いじめ、家庭の事情、本人によるもの、学校現場に対する拒否などさまざまですが、学校当局では十分に原因把握を行い、早期の適切な対応をとられるようお願いするものです。

公的場所として、ふれあい教室が開設されており子供の目線で真剣に指導されておりますが、強制力がないのが実態と思います。保護者等との面接を積極的に実施し、不登校児童、生徒が自立できるように根気強く取り組んでいただきたいと思います。

地域社会との共存の中で大人と子供たちがお互いに声かけもできない状態は不自然であり、家庭、地域社会、学校当局の連携によって、子供が伸び伸びと遊べる社会の構築がもっとも大切なことではないかと考えますが、当局の対応をお伺いいたします。

以上、大項目3点についての質問を終わります。ありがとうございました。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 佐藤竹夫議員のご質問にお答えしますが、その前に由利本荘市誕生して以来、私初め職員に対しまして、ただいまご丁寧な激励をいただきましてありがとうございました。

それでは、ご質問にお答えします。

初めに、行財政改革の推進について、重要施策と財源の見通し、の自主財源と地方交付税の確保について、そのうちのイの税収の確保についてお答えいたしますが、ご案内のとおり、4月1日付機構改革に伴い、収入率の向上を図るため税務課内にありました収納班を独立させ、市税の徴収・督促・滞納処分等を担当する収納課を新設したところであります。

職員体制としては、これまでの担当職員7名の班体制から9名の課体制となり、嘱託職員6名と合わせて15名体制となっております。

収納対策につきましては、初期未納防止対策として納付相談・電話催告など、きめ細かな対応を講ずる一方、長期・高額滞納者については粘り強い折衝のほか、債権等の差し押さえを積極的に進めるなど、これまでより迅速かつ機能的な体制のもとで税収の確保に努めているところであります。

平成17年度出納閉鎖時における収納状況につきましては、一般税で現年・滞納繰越分を合わせた調定額82億5,500万円に対しまして、収入済額が75億5,000万円、収入率は91.47%で、前年度と比較し、収入率で0.54ポイント下回っております。

また、国保税では同じく31億5,300万円の調定額に対し、収入済額は24億2,800万円、収入率は77.01%で、前年度と比較し、収入率で1.66ポイント下回る結果となりました。

昨今の経済状況は、中央では回復基調にあるものの地方では回復に向けた動きが鈍い状態であり、税を取り巻く環境も依然厳しさを増す中において、本市においても滞納件数が増加しているのが実情でございます。

また、平成19年度には本格的な税源移譲が行われ、税収確保は地方自治体の財政基盤を確立する上で重要な課題となっております。

いずれにいたしましても、各種大型プロジェクト事業の推進など行政需要にこたえて

いくためには、安定的な税源確保が必須条件であり、収入率の向上対策は緊急の課題であります。

収納課が新設され2カ月がたち、これまでも夜間窓口開設や県との合同催告・臨戸訪問など関係各機関との連携を図ってまいりました。今後は、さらに担当職員の実務研修等により研さんを深め、一層の収納業務に邁進し、収納体制の充実・強化に鋭意努力してまいりますので、議員各位におかれましてもご理解をいただきたいと存じます。

次に、口の18年度地方交付税の確保についてであります。本年度当初予算では、三位一体改革や合併加算、旧町的生活保護分及び振替財源の臨時財政対策債とあわせまして196億2,900万円余りを見込んでいます。

また、地方交付税につきましては、先ほど本間議員にも答弁いたしましたとおり、この新型交付税は算定基準がまだ定まっていないものの、需要に基づかない算定であることから、交付税が減少する要素を含んでいるのも事実であります。

当面、18年度の地方交付税につきましては、当初予算額を確保できるものと見込んでおりますが、地方交付税の現行制度維持とさらなる税源移譲による地方財源の確保などについて、去る6月7日に開催された全国市長会議でも強力に要望活動を展開してきたところであります。

骨太の方針2006の決着に向けて、地方六団体一丸となって政府に働きかけてまいりたいと存じますので、議員各位のご理解とご協力のほどをお願い申し上げます。

次に、の合併特例債等の有効活用についてであります。本市では、発展計画をもとに合併特例債を初め過疎債など有利な地方債を活用し、財源を確保しながら事業を展開しているところであります。

合併特例債につきましては、合併市町村の一体性の速やかな確立を図ることや、均衡ある発展に資するため、ケーブルテレビ施設整備事業、水林運動公園整備事業など18事業に当初予算において31億円程度を見込んでおります。

さらに、基金造成として、平成17年度から平成20年度までの4年間で40億円を積み立てる予定であります。

また、これらの計画に基づいて、去る5月10日に県のヒアリングを受けておりますが、おおむね了承されるものとの感触を得ております。

合併特例債などの市債については、長期的財政状況も踏まえ、有利な適債事業の選択と活用により事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、(2)の中長期的な事業計画について、道路整備の促進についてお答えします。

各拠点地域間の有機的な連携を実現するためには、市道はもとより、本市を放射状に走る国道105号、107号、108号等を連絡する県道についても一体となって整備を図る必要があります。

ご指摘の主要地方道仁賀保矢島館合線は、矢島・東由利地域を結ぶ重要路線ですが、未改良区間が残っているとともに、冬期は通行どめになるなど幹線道路としての機能が十分でない状況にあります。

このため、地域間を結ぶ幹線道路や外環状道路の計画的な整備促進を図るための道づくりビジョン調査事業を今年度実施することにしており、これにより地域間交流道路と



しての利便性向上を目指し、国や県に早期改良を強く要望してまいります。

次に、(2)の中長期的事業計画についての 新山線及び砂子下田尻線の早期整備についてお答えいたします。

石脇通線の交通渋滞解消と災害時の迂回路として、新山線と砂子下田尻線の早期整備が必要とのご質問であります。新山線につきましては東山風致地区を大きく削る計画であり、環境に対する意識の変化や周辺の土地利用への影響が大きいことが予測され、また、長大橋が架けられることになる芋川左岸においては、由利高校の移転後、近年、市街化が急速に進展しているなど社会・経済情勢の大きな変化により事業実施の見通しが難しくなっている状況であります。計画の見直しも必要と考えているところであります。

このため、石脇通線の渋滞緩和対策として石脇新町交差点の改良に着手しており、さらには、通学路の安全確保対策としての石脇歩行者ネットワーク事業も19年度完成予定であることから、供用後は一定程度の効果があるものと考えております。

また、北部農免農道の通行量も順調に推移しているとともに、来年には、日沿道本荘岩城間の開通が見込まれており、岩城から仁賀保までの間は無料での供用予定となっております。

したがって、これら路線の今後の交通量の推移をみながら、新山線や砂子下田尻線を含めた計画の見直しについて、今年度から予定しております都市計画マスタープランの策定作業の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、 の旧国立療養所秋田病院跡地の有効活用についてお答えをいたします。

旧国立療養所秋田病院跡地利用につきましては、旧本荘市において、スポーツ施設ゾーン、防災施設ゾーン、民間福祉施設ゾーンの3つのゾーニング案が検討され、この案に基づく計画を示しながら、独立行政法人国立病院機構との固定資産売買契約締結に至ったものであります。

広大なこの土地利用については、事業費の面からも大型プロジェクトになってまいりますので、基本的には、現在進行中のケーブルテレビ施設整備事業や3校建設事業、区画整理事業などの事業が一段落した後、具体的に事業を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、跡地の利用につきましては地元の方々を初め多くの市民と協議してまいりたいと考えておりますが、そのたたき台となる構想策定のため、跡地活用の基本構想策定費を本定例会に補正予算案として計上しているところでありますので、ご理解を願います。

次に、(3)組織の活性化と人材の育成強化についてお答えいたします。

本庁と総合支所間の人事交流についてであります。本年4月1日付で合併2年目の定期人事異動を発令したところであります。

このたびの異動で、新市の一体感をより一層高めるため、本庁と総合支所間の人事交流を行ったところであります。消防本部を除く交流異動は、部長クラスで8人、その他の職員で67人、計75人となっております。

内訳は、本庁から総合支所へ新採用者10人を含む24人、総合支所から本庁へは国体事務局への増員を含め42人、総合支所間が9人となりました。これは、昇格を除く異動者

総数の約27%が本庁と総合支所、総合支所間の交流となっております。

今後も適宜、本庁と支所間の交流を通じ、適材適所の人員配置に努めてまいります。

次に、 の専門的知識を有する職員の育成についてであります。少子高齢化の一層の進展、住民の価値観の多様化、環境に対する関心の高まり等、社会経済情勢が大きく変化する中、市の各種事業は広範多岐にわたっております。

このため、政策形成能力や創造的能力、法務能力、専門能力等、職員の能力向上や専門的知識を有する職員の確保が極めて重要なものと考えております。

現在、各分野において専門的知識を有する職員の配置には配慮しているところですが、今後も一層、研修による能力開発に十分意を注ぐとともに、採用に当たっては、必要に応じ専門性や多様な能力を有する人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、 の職員提案に対する表彰制度の制定についてであります。合併前の旧市・町の一部では、職員の多彩な発想を引き出し、効果的な提案に対し報奨する制度がございましたが、合併後の由利本荘市においては制定されていないところでございます。

行政改革の推進に当たっては、行政改革推進検討委員会を設けワーキンググループを設置し、広く職員の意見を取り入れ、取り組むことにしております。

合併間もないことでもあり、まずは、風通しのよい、コミュニケーションがスムーズに行われる職場風土づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、大きい2番の安全・安心なまちづくりについて、(1)の地域防災計画の周知徹底について、 のハザードマップの全戸配付と防災訓練について、イの警報システムの確立について、口の広報活動と防災訓練の実施については、関連がございますので一括してお答えをいたします。

これまでのハザードマップにつきましては、地震・津波ハザードマップを平成6年に本荘地域で、洪水ハザードマップを平成10年には本荘・由利地域で、鳥海山火山防災ハザードマップを平成13年には本荘・矢島・由利・鳥海地域で作製し、それぞれ全戸配付いたしております。また、本年3月の防災会議において由利本荘市地域防災計画が承認され、その概要を市広報誌に掲載し、お知らせしたところであります。

今後、ハザードマップについてはさらに内容を精査検討し、防災に対する心得などをあわせて掲載した市民向け防災ガイドの作製を計画し、全世帯を対象に周知することを検討してまいります。

次に、警報システムであります。現在の設置状況で全地域をカバーすることは困難であり、機器構成も統一されていないのが現状であります。

このため、統一システムにより整備を図ることが望まれますが、当面、災害発生時には市民みずからがテレビやラジオなどのメディアを活用して情報を収集し、自分の身は自分で守るという防災の鉄則を実践していただくようお願い申し上げます。

防災訓練につきましては、これまで各地域の実情にあった方法や想定などにより実施されておりますが、今後、消防本部や関係機関と連携し、開催場所や実施方法などについて協議を行い、多くの市民が参加できる訓練の実施を検討してまいりたいと考えています。

また、町内会単位としては、宅配講座を利用した防災講座の開催を推進し、初期消火

や避難、救護などについて指導し、市民の防災意識を高めてまいりたいと考えております。

次に、 の高齢者・障害者・独居者の支援体制についてのイ、自治会との連携とリーダー育成についてにお答えいたします。

万一災害が発生した場合、発生直後における行政や防災関係機関の救出救援活動には限界があり、必ずしも円滑に対応できるものではないことが、これまでのさまざまな災害において経験されております。災害が発生した場合は、まず自分自身を危険から守ることが大切であり、自分の力によりがたい場合は、隣人や町内会などの協力を仰ぐことが必要と考えられます。

ご発言のように、災害対応のため自治会等で名簿を作成し、日ごろから状況把握に努められることは大変重要なことではありますが、行政としては個人情報保護条例等により具体的な協力は困難であると思われます。

市では、宅配講座の開催などを呼びかけながら、町内会の危険と思われる箇所の把握や避難誘導方法、初期消火、救護活動などについて指導、協力を行ってまいりたいと存じます。

また、ご提案のリーダー育成につきましては、自主防災組織リーダー研修会などを開催し、災害時の初期活動がスムーズに行えるよう努めてまいりますとともに、町内会などが実施する防災講習会等についても積極的に協力、指導してまいります。

町内会におかれましては、役員や防災担当者の方々が日常の会合や行事等を通じて町内事情を把握し、災害対策を講じられるようお願いするものであります。

市といたしましても、地域防災計画に基づき市民の救出救援及び支援活動を実施いたしますが、行き届かない部分や人的不足等については、町内会や自主防災組織などの地域関係団体及びボランティアなどの協力を得ながら被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

次に、口の除排雪等の支援強化についてお答えいたします。

ご指摘の高齢者・障害者・独居者の方々に対する除排雪等の支援強化であります。特に、ことしの冬の豪雪は市民にとりまして大変難儀な冬であったことと思ひます。

市では、一人暮らしの高齢者などを対象に、冬期間であっても住み慣れた自宅で生活していただけるように、軽度生活援助事業の中の一つのメニューとして除雪作業を実施いたしております。

また、屋根の雪おろしについては、市が雪害等に対する対策本部を設置した場合は、一人暮らし高齢者などの居住用家屋の雪おろし経費を助成する制度を創設しておりますが、対象者を「生活保護世帯に準ずる当該経費の負担が困難な方」とし、補助額は地域の実勢の価格を考慮したものでありますので、当面は現行どおり実施してまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても、今後も地域の実情にあわせ高齢者世帯などの降雪期の安全確保のため支援してまいりたいと存じます。

次に、(2)防犯対策については、これは教育長がお答えします。

次に、3の教育現場と地域社会の連携について、これも教育長がお答えをいたします。以上であります。

議長（井島市太郎君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

教育長（佐々田亨三君） 佐藤竹夫議員の教育委員会関係のご質問にお答えいたします。

2の（2）防犯対策について、児童生徒の安全対策について、地域社会の支援とボランティアの活用についてでございますが、本県においても、大変痛ましく悲しい児童の事故・事件が起こったことに、教育に携わる者としてまことに残念であり、若い命を奪う行為に対して強い憤りを感じております。

全国で起こるこのような事件に対し、学校、家庭、地域が一体となって取り組まなければ防ぎきることができないほど、子供を取り巻く現在の社会環境は悪化しており、特に家族のきずなや家庭のありようも大きく変化し、深刻化していると言わざるを得ません。

このような中で、学校に対しては、下校時の教職員による見回りや集団での下校を万全の体制で行うよう指示しているところでございます。

しかしながら、このような体制をとっても、人間の業に起因する予想もつかない悲惨な事件も発生しており、まことに無念としか言いようがありません。

そこで、先日の5月24日には「子どもの安全確保を目指す関係者連絡会議」を緊急開催し、地域の方々にもご参加いただきながら、児童生徒の見守りに対してご協力をお願いしたところであります。

現在、地域住民の絶大なご協力を得まして、小学校区を中心としたスクールガード等の学校安全ボランティアが市内一円に組織されております。さらに、その活動の拡大と充実を図るため、市内の事業所等や地域住民に呼びかけ、8・3運動を合い言葉に児童生徒の登下校に当たる朝の8時前と午後の3時前後の時間帯に、散歩や買い物を兼ねながら地域の子供を見守っていただくようお願いしているところでございます。

今後とも、学校・家庭・地域の連携を一層進めながら、園児、児童生徒が安心して生活できる環境を整えていくよう努めてまいります。

次に、3の教育現場と地域社会の連携について、不登校といじめ対策についてでございますが、いじめについての本市の現状は、平成17年度調査によりますと学校からは3件の報告がありましたが、すべて年度内に解消しているところでございます。

一方、国の基準で不登校及びその傾向にあると判断される30日以上欠席した本市の児童生徒数は、過去5年間の推移によりますと、やや減少傾向にあり、市全体の小学校では30名から15名へ、中学校では85名から70名へ推移しており、少しずつ改善の方向に向かっております。

なお、いじめが原因で不登校に陥った事例は、今のところ報告されておられません。

これは、各校における献身的な家庭訪問や面談、スクールカウンセラーの方々の専門家やボランティア、関係諸機関との連携などさまざまな対応策を講じた成果と考えられます。

しかし、中には、教職員や友達とほとんど会わなかったり、自宅から外出せず閉じこもりがちな児童生徒も少なからずおり、昨年12月調査によりますと、本市では、いわゆる「ひきこもり」は小中学校全体で9名であります。

この子供たちの将来を考えると、改善に向けたこれまでの対応策を再点検し、さら

なる実効性のある対応を積み重ねていく必要があるものと考えております。

そのためには、これまで以上に家庭との密接な連携のもと、不登校の子供とその友人、その保護者同士や近所のつき合いをきっかけに改善を目指す地域力の活用など、多様な対応を継続してまいります。

また、スクールカウンセラーや臨床心理士等の活用を促したり、病院等関係機関への積極的な働きかけも勧めたりして保護者の意識改善を目指し、粘り強い働きかけと啓発を徹底させてまいりたいと考えております。

さらに、少しでも一人一人の状況に適した支援を図ることができるようなネットワークづくりと、その整備を目指すために、近隣の相談可能な施設や団体とも連携を図ってまいりたいと存じます。

例えば、本市教育研究所で開設し、専門の指導者による来所相談や電話相談を行っている「本荘ふれあい教室」の利用、今年度から設置いたしました派遣広域スクールカウンセラーの活用、また、医師や退職教員、臨床心理士、教員等で構成している「羊の会」や「子育て相談室」等とも連携を図りながら一層改善を図ってまいりたいと存じております。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 6番佐藤竹夫君、再質問ありませんか。6番佐藤竹夫君。

6番（佐藤竹夫君） ただいま旧国立療養所秋田病院跡地の有効活用について、市長の方から前向きな予算も計上するという大変ありがたいお話をいただきました。本当にありがとうございます。

そこでですね、もう一つお願いでありますけれども、大変な大きい事業がいっぱい山積しております、確かに。その事業も5年なり10年という長期にわたるものがあるかと思っておりますけれども、終わった段階で協議するのではなくて、市長申されましたように基本計画なり、そういうふうなものを今から作成しておく必要があるかと思っております。

そこで、あえてお願いなりお考えをお伺いしますけれども、各団体なり、あるいは近隣の住民の代表者などから構成する協議会といいますか、そういうふうな討議する場、あるいは検討する会というものをつくるお考えがあるのかどうか、それを一つお聞きしたいと思っております。

それから、教育長さんの方に1点改めてお伺いしますけれども、生徒の防犯対策等、不登校なり、あるいはいじめ対策との関連ありますのであえてお伺いしますけれども、今、地域住民の協力なり、各関係する団体の協力によって巡回、ボランティアによる巡回が主体のように考えられます。このボランティアによる巡回の支援も長期間にわたっての活動ということになればですね、どうしても相当な時間と労力といいますか、そういうふうなものが費やされることとなりますので、何とかそれが長くないようにやはり考えていかなければならない、あるいは指導していかなければならないんじゃないかなと、そういうふうに思っております。よく、大変恐縮ですけれども、うちの孫もですね、知らない人には近づくな、知らない人とは話をするな、そういうような指導がされておるように聞いております。何か本来のですね、思いやりだとかいたわりという、教育とは何かかけ離れているような気がしてならないわけでありまして。やはりですね、

我々小さいときからおじいちゃん、おばあちゃん、あるいは隣り近所のおじいちゃん、おばあちゃんから教わってきたものは、「おはよう」だとか「ありがとう」とか「こんにちは」「さようなら」、そういうふうな身近な言葉によって育ってきたと私は思っております。ですから、そういうふうな日常のですね、言葉の中で育っていく重要な部分があるんじゃないかな。やはり人と接していくいたわりだとか信頼される人間を育てていくためには、やはり隣り近所のそういうふうな大切な教えを大事にしていかなないとだめじゃないかな。いわゆる信頼される人間性を育てるのは、本来の教育じゃないかなと、そういうふうに思っておりますので、ただ、先ほど言いましたようにボランティアによる巡回で済む、そういうふうな考えには私は賛成できませんので、これから家庭を含めて、学校と家庭、あるいは地域が一緒になったですね、そういうふうな人間性を育てていく教育が必要じゃないかな、そういうふうに考えておりますので、あえて教育長さんにお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 国療跡地の問題であります。面積も広大でございますので、さまざまなお意見もあるかと思えます。それで、先ほど申し上げましたように基本構想を立てた、こういうことでもあります。当然、地域の方々の意向が反映されるようにされるわけでもありますけれども、由利本荘市でございますので、例えば地域といいますと石脇地域の方々だけの意見でいいのかというふうな問題もあります。由利本荘市全体の問題でありますので、その地域だけで利用できるものであれば地域ということがあるんでしょうけれども、あれだけの場所でございますので、そうした広い範囲の方々の意見も聞かなきゃなりません。また、構想を立てまして、それから基本計画ということになりますが、ややもすると基本構想の段階でやると、あるいは基本計画すると、今時代が刻々と変わっておりますので、前にやったことがうそだったと、こういう話になりまして非常に困るときがありますので、やはり構想はその時代とともに変化することもあらかじめ考えておかなきゃならない。そのときに、この先を見通し、あるいはそのときにいいような方向に、この基本構想、あるいは基本計画策定に参加する方々がそうした意識を持っていただきたいものというふうに思います。

くどくなりましたけれども、当然、地域の方々に参加していただきまして、この基本構想を練っていきたくと。ですから、地域ということも広範囲に考える部分と、それから本当に重点的な地域の部分と、そういうふうな二重の考え方も必要であろうかなと、こういうふうに思います。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 佐々田教育長。

教育長（佐々田亨三君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

今、登下校時等、かなりのボランティアの方々から多大な応援をいただいております。特に、その団体の方々におかれましては、建設業界の方々であるとか、あるいは郵便局、それから宅配の方々であるとか、タクシーの方々であるとか、そういうところまでも応援を求めてお願いにまいった次第であります。皆さんが心よく、この今の時期のことを最大な危機状況ととらえて支援していただいているところでございまして、本当に心が

ら感謝申し上げているところであります。

ただ、議員がご指摘になりましたように、これをいつまでというようなことがございますし、やはり根本的なことをもっともっと教え、学び、継続していかなければいけないものだろうと強くこちらの方でも考えております。学校で防犯教室とか、あるいはそうした自立するさまざまな教室も数え切れないほどやっていきたいとも思いますが、同時に子供がしっかり他人と対応できるコミュニケーション能力であるとか、そしてまたPTA活動を通しながら学級と家庭、先生と家庭、子供と家庭のかかわりなど、そして地域とのかかわりなども根本的に教育委員会としての大きな行事として積み重ねていければいいのではないかなということを感じているところであります。よろしく願い申し上げます。

議長（井島市太郎君） 6番佐藤竹夫君、再々質問ありませんか。

6番（佐藤竹夫君） ありません。

議長（井島市太郎君） 以上で、6番佐藤竹夫君の一般質問を終了します。

この際、3時50分まで休憩いたします。

午後 3時38分 休 憩

午後 3時51分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。17番伊藤順男君の発言を許します。17番伊藤順男君。

【17番（伊藤順男君）登壇】

17番（伊藤順男君） 会派、研政会の伊藤でございます。5人目の質問ということでお疲れのことと思いますが、機会を与えていただきましたので、6月1日の通告に従いまして質問をさせていただきたいと存じます。

1番、環境基本条例の早期制定をについてであります。

6月は、皆様もご存じのように環境月間であります。この月間は1972年、今から34年前になりますが、6月5日からスウェーデンの首都ストックホルムで開催した地球規模の環境問題全般について国連として取り組んだ初の会議を記念したものであります。そのスローガンといたしまして「オンリー・ワン・アース」、「かけがえのない地球」をスローガンとしたものであります。

この会議において、かけがえのない地球を守るための行動計画として人間環境宣言が決定されました。この宣言は、「人間は環境によってつくられたものであると同時に環境をつくるものであるから環境を保護する義務がある、そして緑の惑星地球号を救え」と、こう訴えたものであります。

この国連人間環境宣言を記念し、日本の提案によりまして6月5日を「環境の日」と、こういうふうに定めたものであります。この「環境の日」月間には、県内各地でのクリーンアップや花の植栽、また、この地域では環鳥海白砂青松復活プロジェクト、これは海岸沿いの松林を守るためのニセアカシアなど、松くい虫被害の除去等などの事業が行われておるわけであります。また、最近TDK株式会社では、「ゆり海岸林再生プロジェクト」に対し2億円の資金援助など、企業の環境に対する並々ならぬ姿勢等、機運の高まりをみているわけであります。

さて、日本には「八百万の神」という言葉があります。これは日本人の自然に対する心をあらわしたものだ、このように言われております。天地の自然と向き合いながら、山・川・海・草や木などあらゆる自然界の恵みに対し、感謝と謙虚の心をもって共生をしてきたのであります。いわゆる自然界から生かされているということでありましょう。この生かされているとの観点に立ち、循環型社会、福祉や健康、農業の多面的機能、アイドリングストップなど、環境に優しいまちづくりを推進するために、市・市民・事業者の役割など基本事項を定める。その中においては、これまでの規制という概念にとらわれることなく積極的に快適環境の創造を目指すということの基本にし、自然や環境をめぐるさまざまな問題を理解しつつ、モラルや意識を高め、そして由利本荘市のキャッチフレーズであります「人と自然が共生」という環境基本条例を制定すべきと考えるわけですが、市長の考えをお聞きするものであります。

2番目であります。少子化対策についてお聞きいたします。

初めに、子供を産む、産まない、結婚をする、しない、これは極めて個人にかかわることです。質問の趣旨につきましても、子供を産まない、あるいは結婚を強要するといったことではなく、子供を産みたいけれども産めないといった場合の支援や、環境の改善という趣旨であることを申し上げておきたいと思っております。

(1) 少子化の現状把握と対策。

6月1日に少子化対策というようなことで通告をさせていただいたわけですが、その翌日の6月2日の朝日新聞に「止められぬ少子化の波、出生率1.25」、同じ6月2日の秋田さきがけ新聞、「自殺率11年連続1位、17年度本県出生率も最下位続く」、出生率6.7、これは人口1,000人当たりの出生ということになります。また、合計特殊出生率、1人の女性が一生涯に産む子供の数の平均ということですが、これが1.27で、全国1.25をわずかに上回ったと、このような記事であります。

さて、子供が少ないということをも裏返ししますと、高齢化率がますます高くなることを意味しているのでありまして、いわゆる少子高齢化社会であります。

ちなみに、高齢化率は平成17年9月30日現在、住民基本台帳によりますと由利本荘市全体で26.56%、4人に1人が65歳以上というようなことになっております。また、地域別には、本荘の22.83%、西目24.64%と続き、他の6地域は30%に限りなく近いところから35%に近づいているのであります。

ところで、我が由利本荘市、平成12年10月1日から平成17年9月30日、この間に生まれた方、この5年間の平均出生率は7.13で、県平均よりわずかに上回るものの5年前の国勢調査約8人からすると大幅に落ち込んでいます。また、地域別には西目地域、本荘地域の出生率は、先ほど申し上げた5年の平均が8人台と、5年前を維持しているのに対し、それ以外の6地域の5歳未満平均出生率は東由利地域の4.99から矢島地域の6.13ということであり、大変厳しい状況にあります。平成17年の出生は、人口約4万5,000人の本荘地区で344人。人口約9,400人の大内地域で47人。大内地域では平成2年の出生が101人からしますと、16年で半分以下になったものであります。なお、平成17年由利本荘市の出生数は590人です。

さて、人口を維持できる数値として2.08ということをよく新聞等で見聞きします。いわゆる合計特殊出生率でありまして、1人の女性が一生に産む子供の数の平均。これは



15歳から49歳までの女性が年齢別に何人子供を産んでいるかということの率をあらわしたものであり、今後の出生との関係、少子化の要因、対策など多岐にわたる重要な指標であることから、市全体、各地域の合計特殊出生率についてお聞きするものであります。

また、新市建設計画最終年であります平成26年の推計人口を約8万3,000人と、このようにしています。これは現在より7,000人少なくなるとの推定であります。しかし、新市建設計画の諸施策の実施により、計画最終年である平成26年推定を3,000人多い8万6,000人としているわけであります。年々下がる出生率からして、相当厳しい状況にあると推察するところであります。計画最終年の人口見通しについてお聞きします。

全市民的機運の醸成が急務。

(イ) 生きる力をはぐくむ教育と若者の自立支援。

まず、少子化と教育の問題は、学校教育に局限されるべきものでないことは申すまでもないわけであります。家庭・地域・学校の連携、特に家庭と地域の果たす役割が大でありましょう。しかし、人口は減っても世帯は増加、いわゆる核家族化の進行により1世帯当たり本市の平均世帯人数は3.14人となっています。このことにより、家庭・地域の連帯感、また、地域に同年代の子供が少なく直接触れ合う機会が限られ、子供の生きる力をはぐくむ上で環境に変化が生じています。

こうした環境においては、少子化が進展すればするほど生きる力をはぐくむことが求められるものと考えられるわけであります。生きる力とは、幼児期、少年・青年期それぞれの時期にあった体験活動によってはぐくまれるものであり、学校での体験活動もその意味ではかけがえのないものと思います。

教育の最終目標は、社会人として立派に飯が食える、いわゆる自立であり、社会に貢献できる人材の育成にあらうかと思えます。そこまでたどり着くステップとして、出会いや集団での体験、社会とのかかわり等を通して、そういう意欲を培い、体力を養うことと、このように考えます。その意味で教育等体験活動の場としての学校に期待をすること大なるものがあります。

そこで、生きる力をはぐくむ教育、そして若者の自立支援についてお聞きするものであります。

の全市民的機運の醸成が急務の(ロ) 出会いの場の提供と担い手の育成についてお聞きします。

少子化の要因については、一夫婦当たりの子供の数の平均である合計結婚出生率は、少し古いわけでありますが、平成5年現在2.05というようなことで少しずつ下がつつあるようですが、比較的安定していると言われております。

しかし、25歳から29歳の方の未婚率については、平成12年調査で48%。また、女性の平均初婚年齢、平成14年の調査であります27.4歳、17年調査で28歳と、結婚する人の年齢が徐々に上がってきています。

また、地域の若者に結婚のことを聞きますと、「結婚する気持ちはあるが出会いの場、きっかけがない」、このような声が多いのであります。

さて、先般開催されました日本海夕日ラインシンポジウムのパネラーから、「秋田県人は一歩踏み出す力と勇気が不足している面がある」、このような指摘があったわけであります。このことをよくかみしめて解釈してみますと、おっとりしている、あるいは

人柄がよい、また反対にとらえますと、元気と積極性がないともいえるような気がしますが、おっとりしている、人柄がよい、これはすばらしい感性でありまして、このすばらしい感性に元気を吹き込むことができるか、できないかの違いのような気がするわけです。出会いの場、きっかけがないではなく、元気の出る出会いの場の提供と全市民的機運の醸成、とりわけ担い手の育成が急務であることから市長の考えをお聞きするものであります。

少子化対策室の設置をであります。

何事も対策を考えるとき必要なのが、まずは現状の把握、そして見通しと目標設定であります。これまで行政は少子化対策について、子育て支援、いわゆる生まれた子供に対する支援に重点を置いてきた感があります。また、この問題について喫緊の課題と認識しつつも国頼みの感が否めないわけです。私たち市民も慣れっこになって危機感がなくなってきた感があります。私たちにも、そういう意味で反省の余地があります。

100年後の日本の人口は、このまま少子化が進むと現在の人口の約半分になるといわれております。

また、先ほど申し上げた6月9日に行われました第19回日本海夕日ラインシンポジウムが青年会議所主催により由利本荘市総合体育館で開催されました。「元気、景気、明日」と題して講演した白鳳大福岡政行助教授は、秋田県の少子化に触れ、「80年後には秋田県の人口は現在の2分の1以下の60万人を切る」、このような見通しをしたわけです。そして「人口が減って景気がよくなったためしはない」と、こうも述べたわけです。

急激な人口の減少は、未来を担う子供たちに大きな負担となることは言うまでもないことであります。先のことはだれもわからないわけですが、福岡政行助教授の言葉を借りますと、このままの少子化状態が続くと、我が由利本荘市においても今後80年を待たずにして現在の半分以下の人口になることを意味しているわけです。

こうした状況に対応すべく、少子化を遅らせる努力が必要であります。それは今ここに生きる人の将来への責任でもあろうかと思えます。

行政は何をすべきか。また、市民・家庭・地域・企業は何ができるか。少子化対策室の設置により、由利本荘市が秋田県はもとより全国のモデルとなるべく少子化対策の先進地を目指すべきと考えるわけでありまして、市長の考えをお聞きします。

3であります。由利本荘市総合体育館に関連してということで質問いたします。

平成10年、大内町交流センターとして開業8年目を迎えた、ぼぼろっこ。このぼぼろっこを核とするエリアには年間1億5,000万円を売り上げ、全国から注目度の高い直売所ひまわり。11万人の入浴客でにぎわう楠木の湯。郷土資料館と図書館機能を持ち合わせた出羽伝承館。中高年齢層に人気の高いグラウンドゴルフ場。地産地消に一役を買っているぼぼろ亭。羽後岩谷駅からは羽後本荘駅に6分、秋田駅まで31分の鉄道の駅。国道105号道の駅おうち。仮称大内インターの開通を来年に控え、今後の交通量と交流人口の増加が見込まれるエリアの状況にあります。

また、この地域の人口は5年前と比べまして707人、率にして7.2%の減少をみているのですが、世帯は本荘の845、西目の68、次いで7世帯ではありますが増加をみている状況にあります。

さて、駐車場の拡充整備についてであります。ただいま申し上げたエリア内に昨年8月、由利本荘市総合体育館が竣工オープン、今年3月にはスポーツ広場、イベント広場など完成しました。残すところが川の駅広場のみとなり、鉄道の駅、道の駅、川の駅と3つの駅を持つ「はーとぽーとエリア」が18年度の完成見込みとなっております。このエリア内の駐車台数は460台余りで、そのうち約200台が由利本荘市総合体育館やスポーツ広場に附帯した駐車場、残りの260台余りが道の駅、ぼぼろっこ、グラウンドゴルフ場、出羽伝承館、ぼぼろ亭、羽後岩谷駅に附帯した駐車場であります。こうした中、総合体育館で1,000人規模の大きな大会がありますと道の駅の駐車場を占有する状況になっており、トイレ等利用者に支障を来しているところであります。

また、さきに述べたとおり交流人口の増加が今後とも見込まれること等から、駐車場の拡充整備について考えがないかお聞きするものであります。

(2) 若者のふれあいの場・スケートボード場施設の充実についてであります。

由利本荘市初のスケートボードパーク、専用エリアが完成しました。これは、スケートボードの愛好者にとっては、このような施設がなかったため、公園や交通頻度の少ない道路が練習の場となり、騒音の問題、歩行者への不快感に発展し排除の対象となっていたことから、若者を中心とする愛好者にとって待望の施設完成ということで、大いなる期待をされているところであります。

当局には、けがなど大変危険性があり、施設に対する行政の管理責任が問われることの多い昨今にある中で施設建設に取り組んだことは、行政により関心を持っていただく機会となることから、若者層にインパクトを与えたものであり、その取り組みに敬意をあらわすものであります。

さて、スケートボードの魅力、そして若者に好まれるトレンドは何か。これは気軽さ、いつでも、どこでも。自由、遊びにルールがない。そして想像力、地形・地物を利用したパフォーマンスであります。今ところ、この想像力の部分である地形・地物に当たるものがない状態のスケートボードパークとなっていることから、魅力を高めるための施設整備への取り組みについてお聞きいたします。

(3) 岩谷体育館の大規模改修についてであります。

昭和45年に建設された旧大内町民体育館は、老朽化と平成19年秋田わか杉国体銃剣道会場としては機能の不足により、建てかえ計画されることとし、新体育館竣工時にはその使命を終えるか、他の用途に変更の予定でありました。

そうした経緯のうちに市町村合併もあり、新体育館は由利本荘市総合体育館として使用され、土・日・休日を中心に大変多くの方々から使っていただいております。「はーとぽーとエリア」内の活性化にも一役買っている状況にあります。こうしたうれしい反面、岩谷地区住民の地域体育館機能としての役割をもたせる中で建設された経緯もあり、土・日・休日には使えない状況であります。

幸いにして旧大内町民体育館が使えることから、地域住民の体育館機能を果たしているわけですが、新体育館竣工の際には使命を終える計画のため、近年はほとんど手入れされてないことから建物全体が老朽化をしております。そこで、岩谷体育館の早期改修が必要と考えます。その計画についてお聞きいたします。

以上、質問といたします。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 伊藤順男議員のご質問にお答えします。

初めに、1の環境基本条例の早期制定についてであります。ご発言のように先般公表いたしました総合発展計画の中で、まちづくりの3つの基本理念を受け、本市が目指す市の将来像は「人と自然が共生する躍動と創造の都市（まち）」と定めております。

また、将来像を実現するための目標として7つの柱を掲げており、その一つに「恵まれた自然とやすらぎのある環境共生のまちづくり」を掲げ、自然環境の保全と環境に配慮した生活基盤の整備を推進し、自然と調和した個性的で魅力あふれるまちづくりに努めようとしております。

ご提案の環境基本条例につきましては、環境基本法の中で地方公共団体が基本理念のっとり施策を策定し実施する責務を明確にしております。

私たちは、市民が健康で快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、将来の世代に引き継いでいかなければなりません。そのためには、私たちの生活を環境と調和したものに変わっていくことが求められております。

こうした中で自然との共生を図るために、市、市民及び事業者の果たすべき役割を明確にし、基本となる施策を明らかにする基本条例を制定することは、まことに有効な手段であると理解いたしております。

今後は、基本条例に基づいてさまざまな施策を計画的に推進する上で必要となる環境基本計画の策定も視野に入れ、総合発展計画と整合性を図りながら検討してまいりたいと考えております。

次に、2番の少子化対策の少子化の現状把握と対策、 の合計特殊出生率と今後の見通しについてお答えします。

先般、厚生労働省による平成17年の人口動態統計の概数が発表され、秋田県の合計特殊出生率は1.27で前年より0.3ポイント減少し、全国平均1.25をわずかに上回りました。

1人の女性が生涯に産む平均の子供の数の推定値である合計特殊出生率につきましては、人口規模の少ない自治体では数値に正確さを欠くとの理由から市町村では算出されていない状況であります。出生率や人口の年齢構成から推察すると、本市の合計特殊出生率も県の数値と大きな開きはないものと考えられます。

また、人口見通しについてであります。総合発展計画における平成26年目標人口は、日本統計協会が平成12年国勢調査の人口をもとに、コーホート変化率法を用いて推計した平成27年の推計人口である8万3,454人をベースに目標人口として設定したものであります。

その後発表された平成17年国勢調査の人口速報値では、減少数が大きくなってまいりますので、平成27年の推計人口についても減少するものと見込まざるを得ない状況と認識しております。目標人口を維持できるよう少子化対策に努力してまいりたいと考えております。

次に、少子化対策の のうちのイであります。生きる力をはぐくむ教育と若者の自立支援につきましては、教育長がお答えをいたします。

口についてであります。出会いの場の提供と担い手の育成についてお答えします。

国においては、少子化対策を早急に推進するため、昨年12月から本年4月にかけて少子化担当大臣と地方自治体トップのブロック会合を全国10カ所で開催しております。

そこでは、地域ぐるみの子育て支援や働き方にかかわる施策、あるいは経済的支援といった分野別に、提言や要望、意見交換が行われたほか、若い男女の出会いの場創設支援を推進している事例も紹介されております。

事例としては、島根県での独身男女が出会う交流会を企画・実施する民間団体等への補助事業や、山口県での若者の出会い応援事業の企画募集事業などが紹介され、また、茨城県では今月3日に、いばらぎ出会いサポートセンターが開設されているようであります。

出会いの場の提供につきましては、本市におきましても新世代地域活性化協議会が若者同士の出会いや親睦を図る活動を始めており、活動エリアを全市に広めるべく取り組んでいるようでありますので、市といたしましても、その活動を支援してまいりたいと考えております。

次に、の少子化対策室（仮称）の設置についてであります。現在、本市では、少子化対策と子育てに対する支援を行うべく平成17年3月に策定した、由利本荘市次世代育成支援行動計画の推進を図っているところであります。少子化対策につきましては、この計画を担当している福祉保健部子育て支援課が中心となり、若者の活動支援を担当しております教育委員会を初め関係各部署との連携のもとで、引き続きその充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、大きい3番の由利本荘市総合体育館に関連して、（1）（2）（3）ありますが、いずれも教育長がお答えをいたします。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

教育長（佐々田亨三君） 伊藤順男議員の教育関係のご質問にお答えいたします。

少子化の現状把握と対策、全市民的機運の醸成が急務、イ、生きる力をはぐくみ教育と若者の自立支援についてでございますが、中央教育審議会答申では、「21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成」を掲げ、多様な個性や特性を持った国民を育成していく必要があると指摘しております。

その中で、自己実現を目指す自立した人間の育成や、豊かな心と健やかな体を備えた人間の育成などの目標が掲げられております。

これらの目標を目指すためには、幼児期からの体験や遊びが極めて有効であることはだれでも認めるところであります。現在の子供たちの生活実態を見れば明らかでありますように、テレビやパソコンで非現実的な世界で遊ぶ子供がふえ、外で遊ぶ子供たちがめっきり少なくなりました。ましてや、川や野山で遊ぶ子供の姿を見出すこともまれになりました。

そこで、今、学校では、生きる力を育てるために全教育活動に具体的な活動や体験を積極的に取り入れております。

また、ふるさと教育を推進し、ふるさとの自然や人間、社会、文化、産業等と触れ合う機会を充実させ、ふるさとに自信と誇りを持ち、人間としてよりよい生き方を求めよ

うとする態度や、ともに励まし合って生きていこうとする自立と共生の心をはぐくんでいるところでございます。

さらに、インターンシップやキャリア教育・ボランティア活動を積極的に取り入れて、職場体験や就業体験などを継続的・体系的に行い、勤労観・職業観を身につけ、将来直面するさまざまな課題に柔軟に対応し、社会人や職業人として自立していくことができるように努めているところでございます。

次に、若者の自立支援についてであります。由利本荘市の輝く未来を築くのは、志を高々と掲げる若者たちと考えております。

幸いに、新市発足後、最初の成人式は旧1市7町から選出された実行委員の若者たちの創意と努力で立派に企画運営されました。平成19年由利本荘市成人式も既に33名の実行委員が集い、平成19年1月7日の成人式を目指し、活動を開始したところでございます。

実行委員の若者たちには、自身の成人式の企画・立案・実行の体験をもとに、年を重ねるごとに本市の将来像である「人と自然が共生する躍動と創造の都市（まち）由利本荘市」の建設を推進するため、継続して活躍していただけるよう働きかけてまいります。

また、新市とともに誕生し、若者同士の出合いや親睦、スポーツ交流を目的とする主体的な組織である新世代地域活性化協議会「モダンエイジ」の活動も始まっており、市といたしましても、若者同士の相互交流や親睦を促す、「はたちのつどい」や青年交流事業など公民館・勤労青少年ホーム事業の中で、若者がみずからの創造力や社会適応力を増し、自立心を一層向上させられるよう積極的に支援してまいります。

次に、3の由利本荘市総合体育館に関連して、（1）駐車場の拡充整備、（2）若者のふれあいの場、スケートボード施設の充実、（3）岩谷体育館の大規模改修については、関連がございますので一括してお答えします。

総合体育館は、ぽぽろ健康運動公園整備事業の一環として建設され、昨年8月のオープン以来、週末には各種大会の開催でにぎわっております。周辺の施設整備につきましては、本年度の川の駅広場整備工事でほぼ完成し、平成19年度からの本稼動に向けて準備を進めているところであります。

駐車場の拡充整備についてであります。道の駅、JR羽後岩谷駅を中心とした、「はーとぼーとエリア」全体の駐車場区画は、総合体育館前の190台を含め463台となっております。

最近の体育館使用状況で、5月中旬に1,000人以上規模の大会が3日間にわたり行われた際のエリア内への影響を調査しましたところ、利用者から駐車スペースが不足であるとの苦情が数件ありました。

このことから、現在、総合体育館では1週間ごとに予約状況をエリア内の各施設に情報提供いたしまして、防災を含めた相互協力体制の確立を目指しているところであり、今後においても駐車場の問題とあわせ関係施設との連携を深め、さまざまな工夫を凝らしながら利便性とサービスの向上を図ってまいりたいと存じます。

若者のふれあいの場、スケートボード施設の充実についてであります。道の駅駐車場の照明がともる夕暮れから駐車場内をスケートボードで滑走している若者の姿が見られましたが、最近では駐車場前のイベント広場を利用しているようであります。

スケートボードパークは、体育館駐車場脇に多くのスケートボード愛好者に利用いただく広場として建設した施設であります。隣接するスポーツ広場とあわせ9月ごろに供用開始を予定しております。

施設の設備につきましては、今後の利用状況や利用者の要望等を踏まえながら、安全な施設運営に努めてまいりたいと存じます。

岩谷体育館の大規模改修についてであります。岩谷体育館の改修につきましては総合発展計画に位置づけられており、現段階では平成23年度以降に実施する計画になっており、改修までの間、利用者の安全対策等を考慮し、日常の維持管理に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 17番伊藤順男君、再質問ありませんか。17番伊藤順男君。

17番（伊藤順男君） 再質問をさせていただきたいと思っております。

きょう朝、庁舎の玄関ホールで市長とお会いしまして、「ねちねちと質問させていただきますのでよろしくお願ひします」と言った経緯がありまして、そのせいか特に丁寧にお答えをいただいたようでありまして、まずもって御礼を申し上げたいと、このように思います。

1番の環境基本条例のことにつきましてですが、私の聞き漏らしではないかなというふうに思っていたところですが、基本計画をつくるというような前提には環境基本条例をつくるというようなことでなかったかなというふうにちょっと聞き漏らしたところがあったような感じしますので、これは基本条例をつくるというような意味でないのかなというふうに考えるところですが、そのあたりをひとつお願いしておきたいと思っております。

それと少子化対策についてでありますけれども、これ、夕陽ラインのシンポジウムで秋田県人は、先ほど私は一步踏み出す力ということが足りないというような話の中で、これもすばらしい感性だというふうな話をさせていただいたところですが、この少子化対策についてはすばらしい感性ではないなという、そういうような感がするわけでありまして、これはやはり一步踏み出すという気概と力が私は必要だというふうに考えるところであります。そういう意味で、少子化対策については次世代の支援行動計画というようなもの、あるいは子育ての支援ということで教育委員会、福祉というようなことで連携して行うというような話であります。私はそれでは物足りない。もっと一步踏み出すということが今まさに求められているというふうに考えるわけでありまして、このことにつきましては喫緊の課題中の課題だという中で、これからのいろいろな発展の計画、あるいはこの地域の問題にも大変な影響を与えるというようなことでありますので、私はぜひ対策室というものを設置をするという気構えが必要であると思っておりますので、この件についてお願いをしたいと思います。

それと、3番目の岩谷体育館の大規模改修の件についてであります。23年度以降というふうなことで改修を年次計画でしていきたいというふうなことであります。これは先ほど経緯も申し上げたように、いわゆる岩谷体育館にかわって由利本荘市の体育館になったというふうな経緯もあることから、ぜひ、以降と言わないで前倒しでもやっていただくような形をお願いできればありがたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 伊藤議員の再質問にお答えしますが、まず一つは環境の問題ですが、先ほど基本条例に基づいてさまざまな施策を計画的に推進する上で必要となる環境基本計画の策定というふうなことでございますので、ご理解いただけたと思います。

それから、少子化対策であります。少子化対策はこれはもう日本国中、そしてまた世界においても少子化対策は真剣な問題であります。子供が産まれて困る国もあるけれども、少ない国もいる。この間、ことしの何月でしょうか、ハンガリーの駐日大使とも会いましたけれども、「あなたの国はどうか」と、私は向こうの国の何か秘策でもあるかと思ったら、「いや、うちの方も子供少なくて大変なもんだと。結婚しても子供産まないし、どうすればいいんだ」と逆にこっちの方が聞かれたような状態でありました。そういうような状態の中で、我々はどういうことをなすべきなのか。今、少子化のための支援対策だとかさまざまなことを考えております。また、議員の各位には仲人される方々がおりますので、仲人の際にはぜひとも子供は何人産むとか目標値でもひとつ決めて、こう協議していただくと大変ありがたいな、意識の高揚ということは非常に大事だろうなと、こういうふうに思います。

少し余計なことを申し上げましたけれども、私たちは常にこれから少子化対策にしましてですね、ぜひともやはり結婚する場合には子供を産むんだよという前提であって、ただエンジョイするというふうな意味じゃなくて、そうしたことがやはり必要であろうかなというふうに思っています。今はどちらかという、2人で生活を楽しもうというふうな、そういう方向にいくわけでございますので、もう最初から子供はいなくなつていいよといって結婚する人も中にはいるわけでありまして、やっぱり私たちがそれぞれの力で意識を高揚させて、若い者たちが出会いたとかさまざまあるんだけれども、そういうふうな角度でやっぱりみんながその力を合わせながらやっていかなきゃならない問題であろうかなと、こういうふうに思います。

以上です。

議長（井島市太郎君） 佐々田教育長。

教育長（佐々田亨三君） 岩谷体育館の改修についてお答え申し上げます。

今、前倒しのお話ございましたけれども、私どもといたしましては、当面、今の総合体育館の利用状況等をつぶさに調査継続していかなければいけないものだろうと思っています。というのは、1,000人規模の利用は、この間3日間程度でございまして、その他500人、それから100人、それから平日だと当然なことではございますがかなり少なくなっておりますので、改修までの間にこの総合体育館の方の利用促進を図りながら考えていければと、現状ではそのようにお答えしたいと思います。

議長（井島市太郎君） 17番伊藤順男君、再々質問ありませんか。17番伊藤順男君。

17番（伊藤順男君） 最後、質問というよりも、お願いというような形で進めたいと思いますが、これはですね、少子化のことですが、市長が今言ったことも十分わかります。結婚された方は、先ほど申し上げたように2.05という形で、結構頑張つて子供を産んでいただいているというようなことであります。ですが、それ以前のゼロからのものをどうするかということが、私は今最も大切な施策ではないのかなと考えているわけで



あります。これはもう地域の力だとか、そういうものを引き出すという意味においても、対策室というようなものが必要だと、このように思っているわけでありますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 伊藤議員、答弁を求めますか。

17番（伊藤順男君） いや、いいです。

---

議長（井島市太郎君） 以上をもって本日の日程は終了いたしました。

明日は引き続き一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

---

午後 4時40分 散 会

